

第十四章
勞

働



県内就職者の激励大会

第十四章 労働

一 概 説

戦後の占領政策において、労働者の解放は、農地解放・婦人参政権の付与と並ぶ三大政策であった。戦争遂行目的の勤労働員・労務統制体制や産業報国運動は終戦によって崩壊し、代って労働運動を助長し、労働者の地位を向上させる労働組合法・労働関係調整法・労働基準法のいわゆる労働三法、そのほか、失業保険法・職業安定法等今日の労働行政の根幹をなす諸法律が二十年代前半に制定をみた。

本県の労働行政の特質は、二十年代には炭鉱労働者の比重が高く、また佐炭労のリーダーシップなどその存在は大きなものがあつたが、二十年代後半から始まつたエネルギー革命により、炭鉱は急速に減少し四十七年十一月にはついに姿を消した。この過程に生じた合理化をめぐる労働争議、大量の離職者対策は、労働行政のみならず、県政の重大問題であつた。このようなことから、二十年代から四十年代前半にかけては、炭鉱労働者の存在を大きく投影したものとなっている。その後は、これに代つて、三十年代後半から積極的に進めてきた工業開発に伴い、増加の著しい製造業を中心とする中小民間労働者対策に重点が移つてきた。労働組合の結成は、民主主義的風潮と生活の窮迫を背景に急速に盛り上がり、二十一年十一月頃から活発となり、炭鉱・製造業・官公庁へと

波及し、これらは企業別・地域別に整理され、全国的組織につながつていった。主なものでは二十一年二月県鉱山労働組合連合会・二十二年十二月県教職員組合・二十三年六月県単位の県労働組合会議が結成をみた。県労働組合会議は民主化運動によって解散し、二十五年四月には県労働組合協議会（県総評）が結成されたが、批判労組によって三十三年五月には佐賀全労（佐賀同盟）が結成され、県労働界も二分された。

労働争議は、二十年十二月上旬、杵島炭鉱三坑で、戦後始めてのストが発生、争議の解決は初期には労働側の勝利に終るものが多かった。経営者側の結束も次第に強くなり、二十一年二月県石炭鉱業会、二十三年一月県工業倶楽部（県経営者協会）が設立をみている。また、この時期、「政令二〇一号」の制定により、公務員の争議権が禁止された。

また、争議は、二十三年末の経済九原則の実施等不況時には労働側が必然的に防衛的にならざるを得なかつたが、三十年代後半になると経済の高度成長を背景に賃金の着実な上昇等平穩に解決することが多くなつた。そのほか、三十一年には春闘方式が登場し、定着することとなつた。

一方、斜陽化の進む石炭産業では、深刻なものがあり、二十八年岩屋争議、三十二年杵島九七リスト、三十六年杵島一三二リスト等、本県の代表的大争議がいずれも石炭産業において発生している。石炭産業の合理化の進展に伴つて、炭鉱争議は減少に向い、かわつて中小民間労組の労

働問題が大きな比重を占めるようになってきた。県地方労働委員会の争議の調整等も、いきおいこのような情勢を反映したものとなっている。

労政行政では、二十二年初頭まで、労働組合結成の指導が主たるものであったが、二十三年から労働教育が登場し、量の発展から質の向上へと転換した。二十七、八年頃から労働者福祉事業・中小企業労使関係の安定のための諸事業が登場し、特に前者は中小企業の若年労働者確保が困難となってきたこともあって、三十年代後半から急速に充実していった。

雇用情勢は、終戦直後、復員軍人・引揚者・軍需工場離職者等により急激に悪化し、失業者吸収を柱とする緊急就業対策事業が講じられ、県内における公共事業は二十二年総額二億円・吸収人員延一五〇万人にも及んだ。職業紹介では、当時石炭増産が基幹産業として国家再建の至上命令であり、労務者には食糧増配等の優遇措置が講じられて、炭鉱労務充足に力が注がれた。そのほか、職業補導所の新設・授産事業の強化がはかられた。

二十五年夏の特需ブームによって経済情勢や雇用情勢は著しく好転したが、二十八年秋の経済緊縮政策の実施により悪化した。特に炭鉱失業者の大量発生は大きな社会問題となった。そして三十四年十二月から石炭鉱業の本格的合理化政策が登場し、これに伴って発生する炭鉱離職者対策が、同年制定の炭鉱離職者臨時措置法に基づいて、閉山のつど手厚い再就職措置が実施された。

職業訓練施設では、炭鉱離職者・中高年齢者の再就職促進や技能労働者の養成対策として、三十七年から三十八年にかけて、県立一・雇用促進事業団立二の職業訓練施設が新設された。訓練科目には技術革新時代

に即応した電気・機械系統の職種が多く取り入れられた。

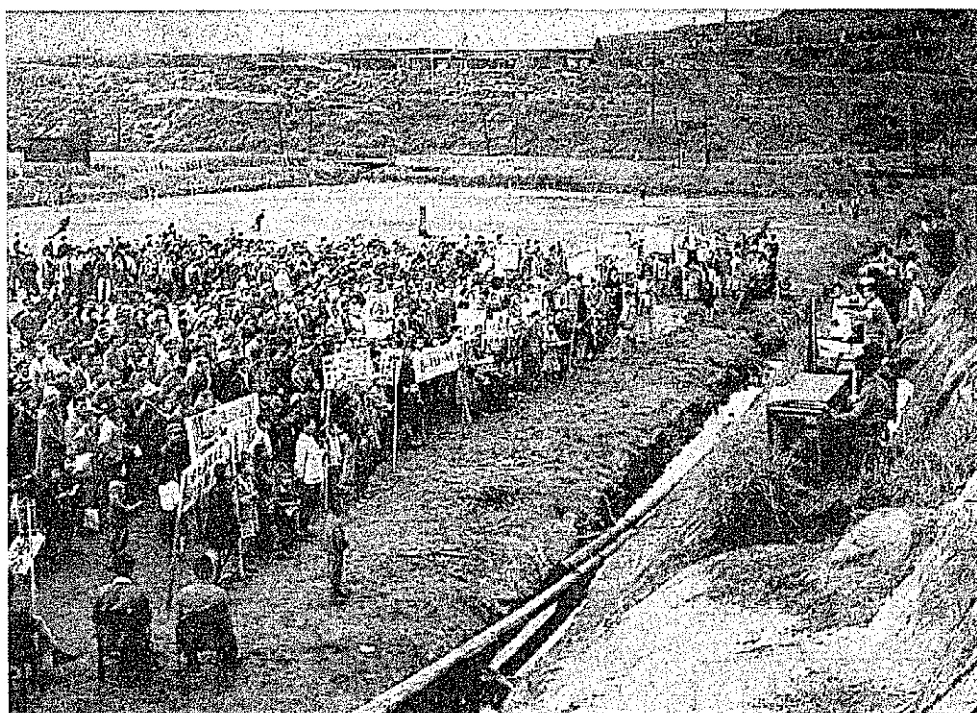
三十年代なかばからの高度経済成長のもとで、工業を中心とする産業構造の高度化が進み、労働力の需給が若年労働力を中心にひっ迫し、一方、労働条件は著しく改善されてきた。従来労働力の流出県であった本県においても若年労働力の不足が三十七、八年頃から目立ってきたため、県内就職に力が入れられ、最近では出稼労働者対策・内職指導・Uターンの県内定着等きめ細かい施策が講じられている。

四十八年のオイルショックに端を発して、日本経済は大混乱に陥り、四十九年春闘は狂乱物価の背景もあって、史上最高の賃上げを獲得した。しかし、五十年は総需要抑制政策の浸透で、消費者物価は着着きを見せてきたものの、民間設備投資の伸び悩み等により、経済は深刻な不況局面を迎え、企業倒産件数は高水準を推移し、雇用失業情勢も悪化した。経済は高度成長から安定成長へと移行し、折からの福祉重視の世相を反映して、労働運動も賃上げ闘争と共に、地域に密着した生活に関係する要求を柱として展開されていった。

二 労働情勢と労働組合

(一) 労働運動の解放

戦後の労働運動は、占領軍による労働組合の保護育成策、民主主義的風潮の高揚、経済混乱と生活の窮迫により急速に盛り上がった。労働運動を阻害・制約していた制度は次々と取り除かれ、代わって民主的労働法規が相次いで制定された。



戦後第1回のメーデー（大町町） 昭和21年5月（藤井万四郎提供）

県内における労働組合結成の動きは、昭和二十年十月頃から活発化し、十一月に入ると佐賀板紙従業員組合を第一号に、杵島炭鉱北方鉱業所・同杵島鉱業所・明治鉱業西杵鉱業所と四組合が組織された。その後

も急速に組織化が進み、二十一年十二月末に早くも組合数一九〇・組合員数五三、二〇九人に達した。産業別組織状況は、二十一年一月頃までは石炭鉱業を中心に、二月頃から製造業、五月頃には公務員に波及していった。

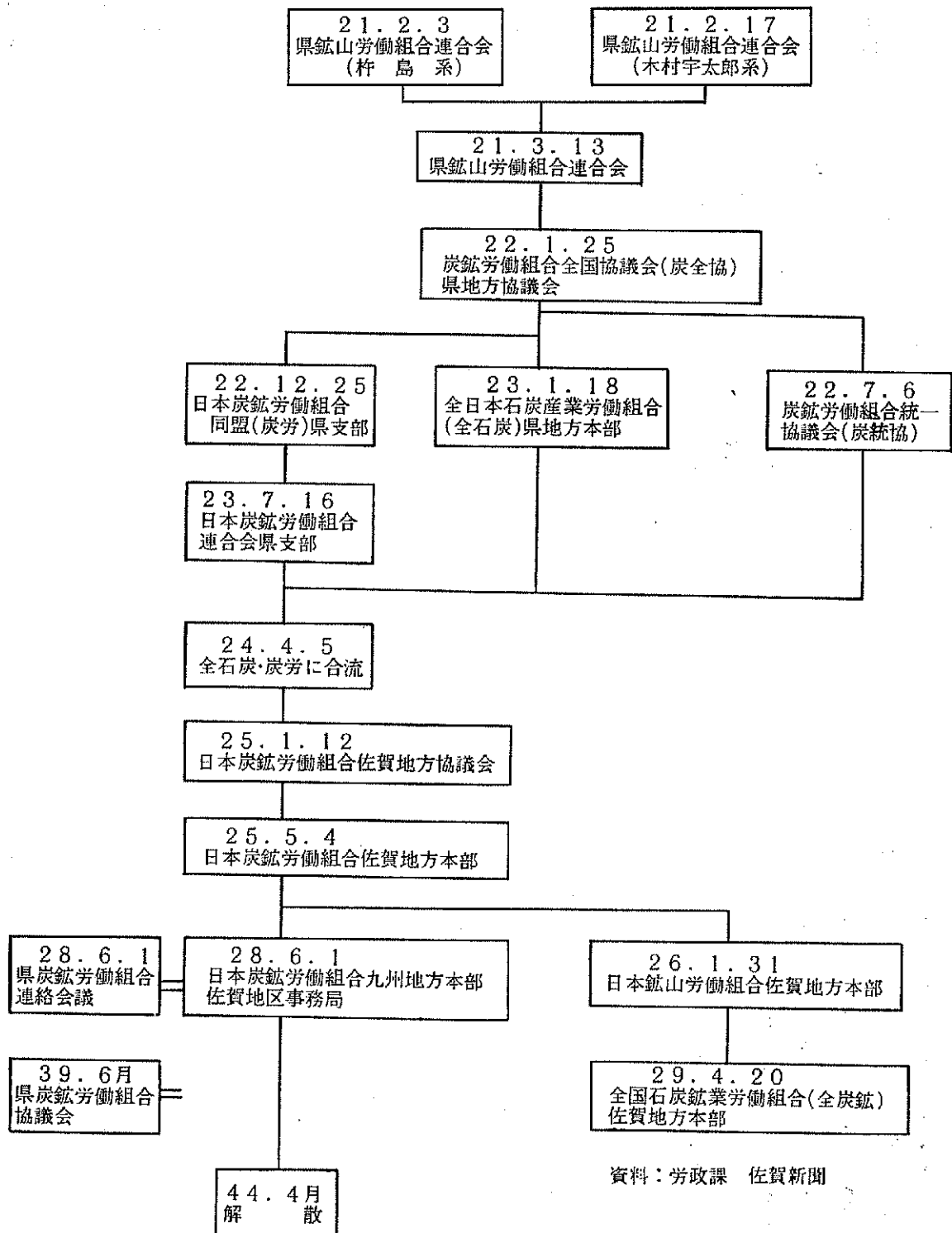
二十一年五月一日の戦後第一回メーデーは、佐賀・唐津・鳥栖・伊万里・鹿島・大町等で盛大に開催された。

労働戦線の統一 労働組合の組織化とともに、労働戦線統一の動きも活発で、全国的には二十一年八月の日本労働組合総同盟（総同盟）と全国産業別労働組合会議（産別会議）の二大組織、同年十月には中立系組合により日本労働組合会議（日労会議）が結成された。

県内では、総同盟準備会に呼応して、二十一年二月十七日総同盟県連合会（組合数二二・組合員数二、一〇〇人）が結成された。炭鉱労働組合では、同年三月十三日二つの同一名称の県鉱山労働組合連合会の統合が成立、傘下組合数一六・組合員数一二、九四一人で、当時最強の労働団体であった。また、県内の各単位組合は、企業別・産業別に組織を集中し、全国的組織につながっていった。しかし、県単一の労働戦線統一の動きは鈍く、二十二年に入って、「二・一スト」を前によく統一の気運が盛り上がり、一月十五日官公労を中心に県労働協議会（県労協）が七五組合・一万八、〇〇〇人により結成された。

労働争議は、二十年十二月上旬、杵島炭鉱三坑（大町）で戦後始めてのストライキが発生したが、二十一年四月頃までは社内民主化・経営参加等民主主義の風潮を反映した要求項目が目立ち、労働側の一方的攻勢で労働側に有利に解決した。二十一年九月頃には政府の軍事補償の打ち切りや企業の経営不振により、賃上げは難行し、企業閉鎖・人員整理等

炭 鉱 労 働 組 合 の 組 織 系 統



資料：労政課 佐賀新聞

争議は急増、かつ長期化した。争議手段には、怠業・罷業のほか、生産管理も登場した。

労働協約も二十一年三月に県石炭鉱業会と県鉱山労働組合連合会との間に、九州で初めての統一協約が締結されたのを皮切りに次々と結ばれ、二十三年五月末現在四九件に達した。

二・一スト 二十二年二月一日を決行日とする「二・一ゼネスト」が、インフレの高進・食糧の不足による生活の窮迫に、政治情勢もからみ、官公庁労組を中心とする参加者二六〇万人にのぼる空前のゼネストが計画された。県内においても、全官公労佐賀地区協議会が結成され、共闘体制を固めたが、このゼネストは一月三十一日の「マッカーサー声明」により中止させられた。

「二・一スト」以降、労働情勢は大きく変化していった。二十二年三月、産別会議・総同盟・日労会議により全国労働組合連絡協議会（全労連）が結成されて、一応、労働戦線の全国的統一が実現した。主要労組においても組織の集中化と産業別整理が進んだが、二十三年六月には全労連から総同盟が脱退するなど組織の分裂がみられた。経営者側の団結も強くなり、二十二年五月経営者団体連合会（二十三年五月、日本経営者団体連盟と改称）が設立された。そのほか、二十二年四月には労働基準法が制定された。

二十三年七月の政令二〇一号の制定により公務員の争議行為が禁止され、いままで主導的地位を占めていた官公労に代わって民間労組が舞台の前面に出てきた。

県労会議の結成 県内では、労働組合の組織化が一層進み、二十三年六月には最高の三四一組合・七二、一六二人に達した。労働組合の統合

で主なものは、二十二年十二月国民学校教諭から佐賀高等学校（旧制佐高）の教授に至る県内の教職員を包括する県教職員組合（佐教組）が結成され、教職員組合が統合された。労働戦線の統一では、従来の県労協に代わって、二十三年六月二十二日県労働組合会議（県労会議・組合数一三・組合員数三万人）が生まれた。労働側に対抗して、経営者側は石炭産業の九州石炭鉱業聯合会佐賀支部（二十一年二月七日、県石炭鉱業会として創立、所属会員三三鉱）のほか、製造業を中心に、二十三年一月二十二日、県工業倶楽部（所属会員六四社、現在の県経営者協会前身）が設立され、労働問題の研究・情報の交換を行った。

佐賀労の誕生 炭鉱関係の動きとしては、二十二年十二月、杵島炭鉱系・明治鉱業系の労働組合が炭鉱労働組合全国協議会（炭全協）県協議会から脱退し、日本炭鉱労働組合同盟県支部（佐炭労）を結成、二十四年四月には残りの労働組合も佐炭労に合流した。その後、県内の炭鉱労働運動では佐炭労が主流を占め、賃金闘争・合理化反対闘争・石炭政策転換闘争あるいは県総評の中核として、労働運動や政治闘争をリードすることとなった。

労働争議は、「二・一スト」後しばらく小康状態を保っていたが、インフレと食糧事情の悪化により、二十二年七月以降再び活発となった。闘争方式は、ゼネストに代わって共同地域闘争が展開され、集団欠勤・部分ストが県内にも登場し、全通の地域闘争、十一月の日本電気産業労働組合（電産）による電源ストは激しいものがあつたとされる。

県内の主な争議には、片山鋳螺工業・日東商事・真崎鉄工場・川南工業争議等があつた。

(二) デフレ経済と特需景気下の労働情勢

二十三年十月、賃金三原則の発表、十二月の経済九原則の実施により、企業整備・行政整理が必然化し、労働運動はデフレ経済下の労働運動として、防衛的姿勢に変化、多難な道を歩むことになった。

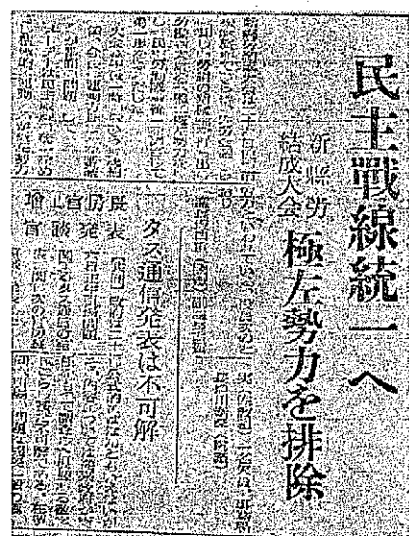
労働組合の民主化運動は次第に拡大、組織化、そして統一の動きが強まり、二十四年十一月には全国労働組合統一準備会（総評の前身）が結成された。一時、五〇〇万人の組織を誇った全労連は、その極左的指導方針に批判が集中し、二十四年に入ると炭労・日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）・全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱）・全日通労働組合（全日通）・国鉄労働組合（国労）・日本教職員組合（日教組）等主要労働組が脱退、全労連の中核である産別会議も同様に主要労働組が脱退し、その勢力は著しく衰退していった。

二十五年六月、朝鮮動乱の勃発は、占領軍の反共政策を強化させ、レッド・ページ（共産党員およびその同調者の解雇）により、共産党の労働組合に対する影響力は大きく後退した。一方、朝鮮動乱は、わが国経済に特需景気をもたらし、労働運動は好況を反映し、防衛的姿勢から積極的姿勢に転じた。二十五年七月には民同系組合の結集により、日本労働組合総評議会（総評）が結成され、それ以降の労働運動は総評を中心展開されることとなった。労働行政では労働組合法の全面改正および労働関係調整法の一部改正に伴い、従来の労働組合育成助長から、労働組合の民主性・自主性・責任性の確立に重点を置いたものに変化し、労働教育に力を入れ、労使関係の合理的安定を目ざした労働協約締結運動を展開した。

県労の結成 県内では、軍政部による労働組合左派幹部に對する圧迫が次第に露骨となり、二十三年十二月の大日鉱業立川鉱業所の争議、翌二十四年二月の内田製作所争議では直接介入した。

組合員五万一、〇〇〇人を擁する県労会議は左右両派の対立から、二十四年九月の国労の脱退を手始めに電産・県庁職員組合（県職）等主要労働組が脱退し、翌年一月十七日解散した。代わって、二十五年四月二十六日総評系の県労働組合協議会（県労、組合数九・組合員数一万六、〇四八人）が結成された。また、休止状態にあった総同盟県連合会も二十五年二月一日大和紡績ら七組合・三、一〇〇人により再建された。二十六年から二十七年にかけて、県労は総同盟の加入や佐炭労の大口加入により勢力を伸ばし、二十七年六月末現在の組織分野は県労が四団体・二組合・三万二、五七〇人で、他は中立系の一九組合・三、五五七人であった。

なお、県内における企業整備は、石炭鉱業を中心にほとんど企業種におよび、県全体で一三二事業所、整理人員四、二九二人に及んだ。一方、行政整理も国鉄を中心に実施され、二、二四三人が整理された。レッド・ページは石炭産業一二七人、九州配電七人、戸上電機五、人



県労結成大会（昭和25年4月佐賀新聞）

国鉄、税務署各一人の計一四一人であった。
 主な争議には、二十四年の杵島炭鉱大鶴鉱業所争議、二十六年の昭和自動車・理研農産化工争議がある。

(三) 独立後の労働運動

二十七年四月二十八日、講和条約が発効し、労働運動は占領軍の管理政策から解放されたが、独立後の体制の確立を背景に政治色の濃い運動が展開された。同年の第二十三回メーデーにおいては、皇居前広場でメーデー騒ぎよう事件が発生した。

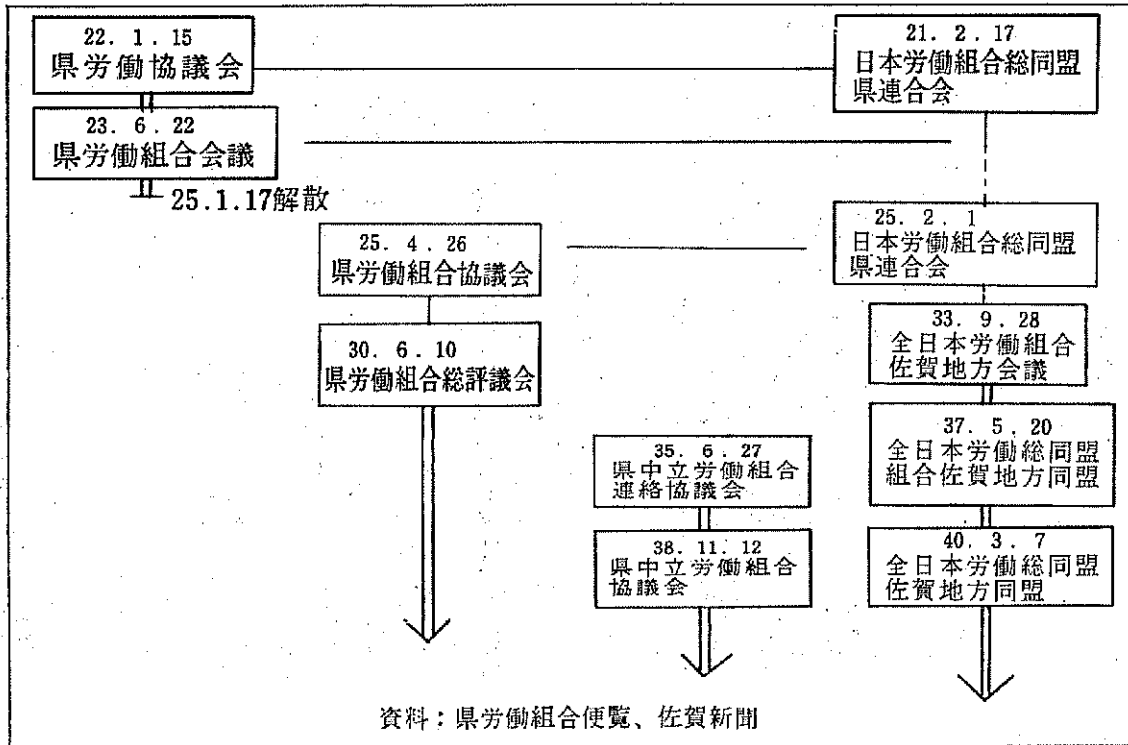
総評の左傾化に対する批判と国際自由労連加入問題を契機に、民労連系の組合が総評から脱退し、二十九年四月全日本労働組合会議（全労会議）が結成され、わが国の労働組合は総評と全労会議に大きく二分されることとなった。

景気は、特需ブームの終えんにより後退し、二十八年秋から金融引締措置がとられ、企業整備・賃金の欠配などが発生し、労働運動は防衛的立場に追い込まれた。

県内の労働団体では、全労会議の結成準備を進めていた全国繊維産業労働組合同盟（全織同盟）傘下の大和紡績佐賀工場労組は二十八年一月県労を脱退、電産県支部内部では全労系の九電労の勢力が伸長してきた。また、杵島炭鉱翼下の鉱員労働組合の連合組織である杵炭連は、三十年五月八日、杵島炭鉱労働組合として単一化を再建し、来るべき石炭鉱業合理化攻勢を前に結束を固めた。

県労は、三十年六月十日県労働組合総評議会（県総評）と名称を変更して、総評の県内における指導組織としての地位を明確にするとともに

労働組合の連合組織の系統



に、県総評による県内労働戦線の民主的統一と未組織労働者の組織化をはかった。

そのほか、県財政悪化に起因する県予算縮減計画が二十九年三月から登場し、行政機構の縮小、県職員・教職員の人員整理が県政の最大焦点となり、革新政党と労働組合は反対闘争を展開、教育界を巻き込んで、二十九年五月県議会は混乱のうちに審議未了となり、同年九月の乱闘県会、三十年の教職員定数削減問題、三十一年の法定財政再建計画、三十二年二月佐教組による「三・三・四休暇闘争」等、数年にわたって紛議した。主な争議としては、二十七年秋の炭労六五日スト・電産スト、二十八年の高倉鉞業岩屋鉞業所争議、三十年の向山炭鉞争議がある。

四 神武く岩戸景気下の労働運動

三十年秋以降、日本経済は好転し、三十一年末頃には「神武景気」といわれる未曾有の好況を呈した。しかし、三十二年三月から金融引締政策が実施され、三十三年に入ると「なべ底景気」といわれる停滞状態に落ち込んだが、翌三十四年になると再び急テンポに上昇し、「岩戸景気」といわれる好況を呈した。

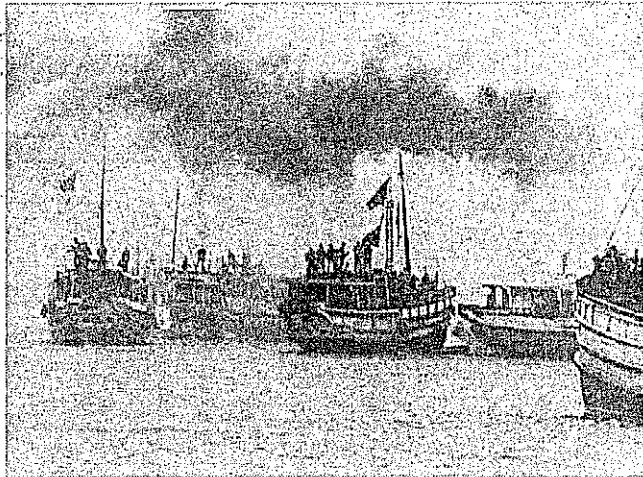
労働運動は、こうした経済情勢を反映して賃金闘争が活発化し、三十二年春季闘争には総評による初の官民労組を一体とする全国的産業別闘争が展開され、日本の労働運動における春闘方式がここに定着することになった。

県内では、企業のほとんどが中小企業であるため、神武景気は直接企業の繁栄に結びつかなかった。三十二年下半期に入ると、全国的景気後退の下で石炭産業の構造的不況が明白となり、合理化・休廃山・人員整



杵島炭鉞争議支援総決起大会 昭和32年9月 (杵島炭鉞労組提供)

理の嵐が吹き荒れた。こうしたなかで、杵島炭鉞では、企業整備をめぐり労使が激突し、八月二日から無期限ストに突入、この間、炭労は全国的規模で二回にわたる同情ストを実施する等、杵島争議は全国的に注目



昭和35年の三池争議 組合側の船は住ノ江の機帆船
(杵島炭鉱労組提供)

を浴びた。そして知事の再三にわたるあっせん工作、最終的には県地勞委の職権あっせんにより九七日ぶりに収拾された。

三十三年には、大和紡績・九州電勞県支部・全炭鉱佐賀地方本部・祐徳自動車等全勞系勞働組合により、九月二十八日全日本勞働組合佐賀地方会議（佐賀全勞、組合数六、組合員数三、一〇〇人）が結成され、本県の勞働界も県総評と佐賀全勞とに大きく二分され、以後、運動方針・組織の拡大をめぐる主導権争いが展開されることとなった。また、佐教組内部では、先の「三・三・三・四休暇闘争」、「勤評阻止闘争」等なかで、組織の動搖・指導部への批判が表面化し、校長組合員が脱退、十一月三十日には批判グループによる県教職員協議会の結成等組織の分裂がみられた。

三十四年は岩戸景氣を反映して、春闘も炭勞を除いては全般に前年の要結額を上回り、平穩裡に終結した。秋闘には、総評スケジュールによる佐賀地点共闘会議が初めて対県交渉を行い、勞働団体による県行政に対する組織的要求として注目された。

中小企業においては、近代的勞使關係の

未成熟、上部団体の指導、組織拡大策が複雑にからみ、紛争が発生し、解決が長引くなど泥沼闘争に陥る例が数多く発生し、勞政行政における中小企業勞務対策が重視されることになった。

主な争議としては、前述の佐教組事件、杵島炭鉱九七日ストのほか三十三年の理研農産加工争議がある。

(五) 安保条約改訂と労働運動

わが国經濟は、三十五年から高度經濟成長段階に突入した。一方、労働情勢は、この年日米安全保障条約（安保条約）改訂反対闘争と三池争議に明け暮れた。三池争議は、安保闘争の高揚と交錯しつつ、総資本対総労働といわれる厳しい対決を生んだ。そして、炭勞・総評は従来の合理化反対闘争の行き詰まりから、「石炭政策転換闘争（政転闘争）」を三十六年秋から行い、政府に石炭政策の変更を迫った。

政治情勢では、三十五年一月、社会党から脱党した河上派の一部と西尾派により民主社会党が結成され、労働団体の支持政党は、総評―社会党、全勞（後の同盟）―民主社会党と二分された。

三十七年四月、総同盟・全勞・全官公が並列的關係となって全日本労働同盟会議（同盟会議）を結成した。同盟会議発足後、一本化の動きが強まり、三十九年十一月、全日本労働総同盟（同盟）が結成され、急速に組織を伸長させていった。

本県の労働界も三十五年は安保闘争と三池争議に終始し、一般の争議は企業経営の好転を反映して、賃上げ・一時金をめぐる賃金闘争はほぼ平穩裡に解決した。労働団体では、六月二十七日中立労働組合連絡会議（中立勞連）系の戸上・味の素・グリコの三労組により連絡機関として

県中立労働組合連絡協議会（県中立労協）が結成された。

杵島一三二日スト 三十六年から三十八年までの春闘は、所得倍増ムードと人手不足を背景に、おおむね順調に推移した。一方、石炭産業では斜陽の色濃く、三十六年、杵島炭鉱では合理化案をめぐる、県政史上最長の一三二日ストを展開した。戦術的には労組が勝ったものの、人員整理と賃下げをのみ、実質的には敗北に終わった。

三十七年十月、石炭鉱業調査団は答申を行ったが、それは産炭地市町村・炭鉱労働者にとって期待はずれの内容で、答申反対闘争が実施された。石炭鉱業整理の気運は強まり、この年、三六鉱を残すのみとなった。三十八年に入ると、石炭産業の合理化は急テンポで進み、再三にわたる厳しい合理化の実施により労使関係は安定を欠くようになってきた。県内の労働運動の中核であった佐炭労は、相次ぐ閉山と人員整理のため、組織人員は最盛時の昭和二十八年の一万七、九〇〇人から三十八年には四、九五七人に激減し、昔日のエネルギーは失われた。

労働団体では、佐賀全労が中央組織の改編に伴い、三十七年五月、全日本労働総同盟会議佐賀同盟会議（佐賀同盟会議）に組織変更した。

そのほか、主な争議には、三十八年の佐賀専門店会争議がある。一〇か月間におよんだこの争議は、中小企業の深刻な争議として全県的に注目を浴び、経営者の労務管理や上部団体の介入など論議を呼んだ。

（六）高度成長下の労働運動

国内経済情勢は、三十八年末の金融引締政策の実施以降、四十年十月まで景気が後退し、大型倒産が相次いだ。その後は回復に転じ、四十五年夏まで史上最長の好況を続けた。この間、日本経済は開放経済化が

一層進み、一方では、公害問題や物価上昇等摩擦的要因が影を投じてきた。四十五年秋から景気が落ち込み、四十六年八月ドル・ショック、変動相場移行、円切り上げ等、戦後最大の通貨危機に巻き込まれ、経済は混迷の度を深めていった。

労働団体では、産業構造の変革・産業体制の再編成を背景に、上部団体の枠を越えた組織の結集・交流が活発化し、「組織の流動化」といわれる現象が進み、労働陣営の再編成の動きが論議され、民間有力労組を中心に労働戦線の再統一の動きが強まった。この間、労働運動は、ILO八十七号条約批准問題、ベトナム反戦、日韓条約反対闘争、原潜入港阻止行動等で盛り上がった。

県内の春闘は、四十年には、不況下の賃上げとして労使が厳しく対立したものの、その後四十七年まで確実に前年を上回る額で妥結

主要労働組合の推移

順位	昭和25年		昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	労組名	組合員数	労組名	組合員数	労組名	組合員数	労組名	組合員数	労組名	組合員数	労組名	組合員数
1	炭 労	13,442	炭 労	12,757	炭 労	10,968	自治 労	7,206	自治 労	7,086	自治 労	10,027
2	佐 教 組	6,914	佐 教 組	6,255	佐 教 組	5,155	佐 教 組	4,590	全建総連	4,743	佐 教 組	4,205
3	国 労	5,813	国 労	4,251	国 労	4,020	炭 労	4,276	佐 教 組	4,037	全建総連	4,202
4	自治 労 協	2,680	自治 労	3,378	全日 自 労	3,561	国 労	3,573	国 労	3,207	国 労	2,877
5	土 建 労 連	2,225	全 通	2,146	自治 労	3,200	全日 自 労	3,225	黨 連	2,711	高 教 組	2,600

資料：労政課



第41回中央メーデー 昭和45年5月

した。労働団体では、佐賀同盟会議が中央組織の改編に対応して、四十年三月七日全日本労働総同盟佐賀同盟（佐賀同盟）に改組した。

四十二年のメーデーは、県段階では統一メーデーであったが、地区段階では分裂メーデーの傾向が強まり、四十三年には戦後初めての分裂メーデーとなり、県総評・中立労連、佐賀地方同盟、有田地区産業労働組合連合会（有田憲連）に分かれて行われた。労働組合の組織化は、他事業所の大幅な賃上げに刺激されて、小規模の事業所にも及び、また、総

評系組合の減少傾向が表れ、同盟系組合の伸びが目立った。なお、四十年と四十四年の春闘では、県中立労協は県春闘共闘委員会に参加しなかった。

石炭産業では、炭鉱閉山を促進する第四次石炭対策の決定に伴い、四十四年、明治佐賀・西杵・杵島の大手三鉱が閉山することになり、五月十八日杵島炭鉱労組は解散大会を行った。県内の炭鉱労働組合は、わずかに立川・新明治の二組合・八

五四人となり、翌年十月立川炭鉱が閉山、さらに四十七年十一月二十九日には新明治炭業の明治佐賀・西杵の二鉱も閉山し、炭鉱労組は本県から完全に姿を消した。

主な争議としては、四十年の信愛社争議・佐教組の超勤協定事件、四十四年の東洋プライウッド九州工場の賃金紛争・県立病院争議、四十五年～四十六年の有田憲連翼下の香蘭社・深川製磁の争議、四十七年の唐津鉄工所争議などがある。

(七) 石油危機後の労働運動

四十八年の景気は前年秋から上昇基調をたどったが、十月の第四次中東戦争を契機とした石油危機の勃発により、わが国経済は大混乱に陥った。異常投機による物不足と物価高騰は大きな社会問題となり、政府・日銀は強力な総需要抑制策をとり、経済の安定をはかったが、一応の落ち着きを取りもどすまでに一年の歳月を要した。こうして高度成長時代は終えんを遂げ、安定成長への移行が開始するが、後遺症は重く、その回復は長びく様相をみせていた。

このような情勢を受け、四十九年春闘は賃上げ妥結額平均二八・九八一円（三二・九％）と史上空前の伸びを記録したが、翌五十年は使用者側のガイドライン一五％以下に押え込まれることになった。

労働運動では、賃金闘争のほか、公労協を中心とするスト権闘争が激しさを増し、四十九年の国鉄関係労組による強行戦術は広く国民の関心を呼んだ。

県内労働情勢は、上部団体に組織上の大きな変化はなかったが、経済情勢の急変に伴い、四十八年～四十九年を中心とした争議の多発と新設

労働組合、組合員数の推移

年	組合数	組合員数
昭和20	13	10,322
25	240	52,349
30	337	60,187
35	377	61,295
40	515	65,528
45	542	72,998
50	606	82,625

注：昭和20年は12月末現在
昭和21年以降は各年6月
末現在
資料：県労働組合便覧

組合の急増が目立っている。

九州電力玄海原子力

発電所設置をめぐる労

働団体・自然保護団体

の反対の動きが四十八

年二月頃から活発化し

たが、六月二十一日早

朝、座り込みを排除して核燃料が搬入されると、反対闘争もやまを越した。

た。

また、五十一年開催決定の佐賀国体についても、労働団体を中心に返上運動を展開したが、大きな盛り上がりを見せないままに終息した。

主な労働争議では、四十八年からの吉川編物争議、四十九年の福田製作所争議があげられる。特に労使共に何ら得るところなく、最悪の結果に終わった福田製作所争議は、労使関係のあり方と労働争議の限界について、労使双方に大きな問題点を投げかけたものといえよう。

(注)

国内の一般情勢は、山崎五郎著「日本労働運動史」に拠った。

(資料)

一 県地方労働委員会年報

二 県労政課資料

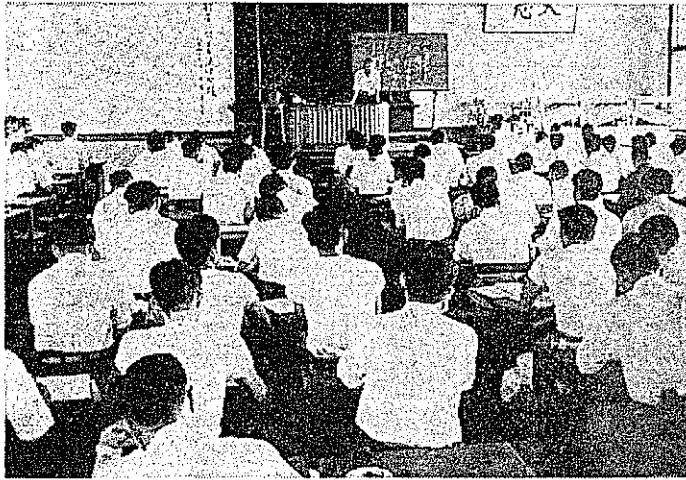
三 労 政

(一) 労政行政組織

昭和二十年積極的に労働者の権利を保障し労働運動の保護育成をはかる労働組合法(労組法)、二十一年労働関係の公正な調整をはかり労働争議の予防・解決をはかるための労働関係調整法(労調法)、二十二年労働条件の最低基準を定める労働基準法(労基法)、いわゆる労働行政の根幹をなす「労働三法」が制定された。

労働行政組織では、労働行政の民主化として二十年十二月二十四日警察部に属していた労政・勤労・保険の三課は内政部に移管された。なお、この時、労政課は勤労課に統合された。勤労課は従来の職業紹介事務等のほか、労働組合法施行に伴う法の趣旨徹底、組合結成の助長、一時は県地方労働委員会の事務局を兼ねるなど、労働行政の民主化政策を担うこととなった。そして、初期は専ら労働組合の設立に力を注ぎ、労使に対する労働組合法の啓発・設立指導が佐賀軍政部とともに盛んに行われた。

二十一年十一月十八日には勤労課から労政課を分離して再置し、翌二十二年四月八日には佐賀・唐津・武雄・伊万里・鳥栖の五労政事務所を設置した(鳥栖労政事務所は、三十二年十二月佐賀労政事務所鳥栖出張所と改組、四十二年八月廃止)。そして、労使関係の安定・労働者福祉の増進・労働者教育・労働統計等の労政行政は、労政課―労政事務所が行うこととなった。



昭和31年 労働大学主催 県

そのほか、労働者保護行政については労基法の制定に伴い、県から国に移管され、二十二年五月二日、国の機関である佐賀労働基準局の設置、九月一日には第一線機関として佐賀・唐津・武雄・伊万里の四か所に労働基準監督署が設置された。

(二) 労働教育

終戦以降から二十二年初期頃までの労政行政の主たるものは、労働組合結成の指導であり、組合結成・変更の届出の受理、労働関係法規の啓蒙普及であった。しかし、二十二年二月の「二・一スト」は、労政行政

に大きな変化を及ぼし、従来の保護育成政策に加えて、労働組合の自主性・民主制に重点を置いた労働教育が強調され、労働運動における量の発展から質の向上に転換することとなった。

さらに二十三年七月のマッカーサー書簡を契機として、民間組合の育成と極左的組合の排除が基本方針となり、同年十二年二十二日付の「民主的労働組合および民主的労働

関係の助長について」という労働事務次官通ちに基づいて、個々の組合に対する規約・協約の具体的指導が推進された。二十五年に入ると、自立経済達成の上から、特に労使関係の合理的安定が要請され、労働協約締結促進運動が展開された。

労働教育 労働教育は、二十三年から活発に行われ、二十三年三月二十四日、労働者教育の諮問機関として、県労働者教育諮問委員会（労働代表七人・学識経験者代表五人）、七月三十日には使用者側に対する労働教育の諮問機関として使用者労働教育諮問委員会（使用者代表七人、学識経験者は労働者教育諮問委員会と共通）が設置された。

二十三年一月七日には佐賀軍政部後援のもとで第一回労働者教育大会を開催し、二月九日労働教育講習会、四月十九日には県労働学校を開催して、新しい労働思想の啓発が本格的に始められた。労働ニュース・労働教育の参考資料として、県は「佐賀県労働時報」を毎月二回発行した。

二十四年に入ると、デフレ経済と労働関係法規の改正により方向転換を余儀なくされ、労使関係の合理的関係を強調したものになった。労働学校は二十四年八月から労働組合の中堅幹部を対象とする季節労働大学に、地区別労働講座は一般組合員を対象とする労働学校に、その後は労働



労働時報の題字

使双方を対象にした労働大学、中小企業労働問題講習会として今日に至っている。

そのほか、職場単位の職場学校、働く婦人のための婦人講座等が随時開かれている。労働教育や労働ニュース等の刊行物は、一時中断していた「佐賀県労働時報」を三十年から「佐賀県労働」（月刊）として復刊し、三十九年度から労働行政全般にわたる資料を掲載した「佐賀県の労働」（年報）を刊行している。

労働協約締結 二十五年六月から労使関係の合理的安定を目的に、労働結促進運動 協約締結運動が展開されることとなり、関係機関・事業所を構成員とする労働協約締結促進協議会を各労働事務所ごとに組織し、未協約事業所の解消をはかった。

なお、二十七年二月末現在の協約締結率は四二・五％であった。労働統計に関するものでは、二十三年から毎年六月末現在で労働組合基本調査を行い、これに基づいて労働組合便覧を作成している。

なお、占領下の労働行政は当然のことではあるが、占領目的に沿って行われ、佐賀軍政部や九州軍政部の干渉が厳しく、また、県地方労働委員会の委員の任免にもC I Cの内諾が必要な時代であった。そして占領政策の変化とともに、内田製作所事件、立川炭鉱事件、高橋機関区集団サボ事件、行政整理、レッド・パージ等左派系労働組合員の追放に軍政部が介入し、解決は困難をきわめた。

（三）労働者福祉

独立後の二十七、八年頃になると、従来の労働教育や労使関係の安定といった労働行政に、労働金庫の設立・労働者生活資金貸付制度の創設

・勤労者会館の建設といった労働者福祉事業がほう芽してきた。労働者の生活の安定向上・福祉の増進をはかる労働者福祉事業には、生活資金・住宅資金等の貸付を行う金融事業、労働運動・文化サークルの拠点となる勤労者会館、婦人・年少労働者の保護育成をはかる労働福祉施設、中小企業労働者の退職金制度、物資供給事業、住宅分譲、共済事業等がある。

本県における労働者福祉事業のほう芽は、二十七・八年頃で、まず賃金の遅欠配対策として二十七年県労働者生活資金貸付制度創設、二十八年県労働金庫設立、二十九年県労働会館の設置であった。三十四、五年頃からは、大企業に比較して中小企業の福利厚生事業の立ち遅れ、中小企業における労働力充足の困難等を背景に、労働者福祉事業は政府・地方公共団体・民間企業・労働団体を中心に充実していくこととなった。

県労働者生活 特需ブーム終えん後の二十七年頃には、景気の後退に資金貸付制度 より、製造業を中心に賃金の遅欠配が目立ってきたため、県は二十七年四月労働者生活資金貸付条例を制定し、生活資金を中小企業に貸し付けることとした。貸付対象を産業別にみると、石炭・窯

県労働者生活資金の貸付実績
単位 千円

年 度	件 数	金 額
昭和27	17	1,830
28	25	6,000
29	16	11,790
30	1	150
計	59	19,770

資料：労政課

業を筆頭に、造船・製薬・精密機械等があった。同制度は、経済事情の好転・県労働金庫の設立等により所期の目的を達し、三十一年度から貸付を停止して資金の回収に力を注いだ。倒産やその後の石炭鉱業の合理化のため、資金の回収は困難をきわめた。

県労働金庫の設立 労働金庫の設立は、二十六年頃から全国的に機運が高まり、二十七年にはすでに十数県に設立された。県内では二十七年の炭労六五日スト等における闘争資金不足の苦い経験から設立の動きが二十八年一月頃から労働界にみられた。同年五月十五日佐賀市産業会館で創立総会を開き、六月一日から業務を開始した。県労働金庫は、当初中小企業等協同組合法に基づいて設立されたが、二十八年八月労働金庫法の制定に伴い、翌二十九年四月二十二日付で同法に基づく特殊法人に組織変更した。

労働金庫の設立は、労働者の生活の安定・労働運動の健全な発展に果す役割が大きいことから、県は設立準備費二十五万円を補助し、さらに当初の運営資金として五〇〇万円を貸し付けた。県労働金庫発足後日浅く、自己資金乏しい折、県費貸付金等は中小企業労働者の生活の安定に充分効果を発揮した。その後も、県労働金庫に対する県資金の預託は、運営資金・越年資金・災害復旧資金・住宅資金等必要に応じて行われている。

使途別貸出状況は、初期には当時の経済情勢を反映して、生活資金・賃金資金が大半を占めていたが、最近では住宅資金が半分以上を占めている。

県労働会館の設置 労働運動や労働者の文化サークルの拠点となる労働会館の建設は早くから関係者間に要望されていた。二十七年三月県労働会館建設準備委員会を設立して、会館の構想・資金について研究していたが、二十九年十月、佐賀市蓮池町の佐賀商工会議所（旧古賀銀行）を一、三二〇万円で買収して、建設することとなった。同会館には県総評等六団体が入居した。そのほか、県内各地でも伊万里労働会館（三十

四年六月設置、旧伊万里商工会議所）、唐津地区労働会館（三十八年三月建設、旧唐津市議会議事堂を移築）、財団法人多久市労働会館（四十年九月建設）、武雄市勤労者福祉会館（四十八年十一月建設）が設置をみている。

勤労青少年や婦人の労働福祉施設については四十年から国の建設費補助がなされることになり、四十五年七月鳥栖市

勤労青少年ホーム、四十七年五月唐津市勤労青少年ホーム・伊万里市勤労青少年体育センター、四十八年五月武雄市勤労青少年ホーム・同年八月多久市体育センター、四十九年七月有田町勤労青少年ホーム・同年八月有田町勤労青少年体育センター・同大町町スポーツセンター、五十年四月唐津市働く婦人の家が設置され、教養・生活・職業相談・レクリエーションの指導、スポーツグループ活動の場所提供等の事業が行われて、中小企業に働く年少労働者の健全な育成が行われている。

中小企業退職 従業員の退職金制度は、古くから公務員や比較的大規模金共済制度 模の企業において行われていた。中小企業の従業員の



県労働会館（佐賀市 旧古賀銀行）

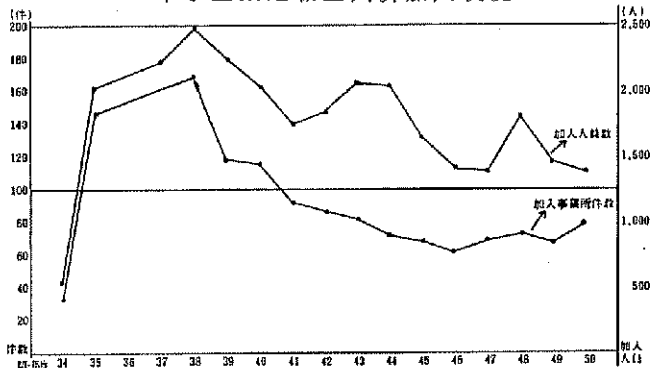
退職金制度は、三十四年五月中小企業に働く従業員の福祉の増進や従業員の確保策として、中小企業退職金共済法が制定されたことにより、退職金は雇用期間が終了した時に支払われるしくみである。

県は、同制度が任意加入であるので、制度の趣旨の啓発に努め、加入を促進した。加入状況は、発足当初の三十四年度三二事業所・六〇九人にすぎなかったが、年々事業主や従業員の関心が高まり、加入者が増加している。そのほか、特定業種については、業種ごとに退職金共済組合を設立し、退職金共済事業を行うことになり、三十九年建設業関係、四十二年清酒製造業が制度の対象となり、加入促進がはかられている。

四 中小企業労使関係の安定

中小企業の労働問題が表面化してきたのは、二十八、九年の緊縮財政頃からであった。従来、中小企業問題は景気調整時の資金難・販売不振・倒産等経営問題が中心であったが、二十八、九年以降労使紛争の面から問題提起がなされた。労使双方とくに使用者の労働運動についての理

中小企業退職金共済加入状況



解不足、労務管理の不備等が大きな原因をなしているものと考えられた。また、上部団体である総評・全労は未組織労働者の組織化に力を入れていた。

県においても、中小企業の労使関係の動向に大きな関心を払うとともに、相談業務を強化し、労働問題について労使の認識と理解を深めたり、労務管理施設改善資金の貸付、あるいは労使の意思疎通の場として懇話会を設けるなど労使関係の安定に努めることとなった。

中小企業労働相談所 中小企業労働相談所は、三十年十月七日付労働省発第「中小企業労働相談機能の強化」に基づいて、中小企業における企業整備・人員整理・賃金遅払等が多発し、これに対する

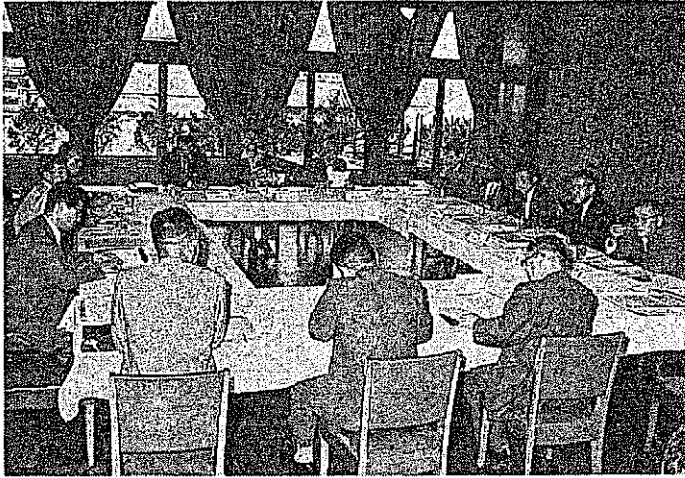
労働組合の組織化・労働争議の増加対策として、労働相談機能の強化を目的に設置され、制度化されることとなる。

本県では、従来から個別相談が行われていたが、これに基づいて三十年十一月一日から各労政事務所ごとに暫定的に労働相談所を設置したが、翌三十一年九月十九日に佐賀・唐津を、三十七年四月にはその他の労政事務所にも中小企業労働相談所を設置し、相談業務を強化した。

中小企業労働相談所の利用状況

相談内容	労働者	使用者	計
労働組合及び労使関係	29	24	53
労働条件	9	18	27
雇用	2	0	2
教育・訓練	2	6	8
労働福祉	6	58	64
その他	4	9	13
合計	52	115	167

注：期間 40.4.1~41.3.31
資料：労政課



昭和39年6月 県労働問題懇話会

相談内容は、初期には労働組合・労使関係・労働条件に関するものが多かったが、最近では若年労働者の不足や福利厚生施設についての関心の高まりを反映して労働福祉に関するものが多い。

中小企業労働 労働省は、三十四年十月十日付労発第一三九号で各都道府県知事に対して「中小企業労働争議の予防および解決促進について」の通知をだし、中小企業の労働対策の強化を要請した。

その中で、労使相互の意思の疎通・労働問題の認識を深めることを目的とする「中小企業労使懇談機構」の設立を求めた。

県では、労使相互の気運の醸成をまち、三十五年九月、中小企業労使

懇談会の設立の方針を決定し、地区ごとに設立を働きかけた。同年十二月、武雄市・杵島地区を皮切りに各地区ごとに設立され、また三十九年三月二十三日には県労働問題懇話会が設立された。そのほか、三十五年から中小企業労務管理ゼミナール、三十七年から中小企業労働講座を各地で開催し、中小企業における労働問題について認識を深めている。

労務管理施設改 三十六年五月には、県中小企業労務管理施設改善資

善資金の貸付 金貸付制度を創設して、中小企業における従業員の福祉の増進を目的に、中小企業が行う保健衛生・福利厚生・娯楽・体育・文化施設の改善や通勤手段の整備資金を低利かつ長期で貸し付けることとした。五十年年度までに一〇五件・一億四、〇〇七万円が貸し付けられた。

また、三十七年度から中小企業退職金共済事業団の余裕金が金融機関に預託され、県の制度に準じた条件で貸し出されている。

集団労務 経済の高度成長と産業構造の変化に伴い、中小企業における改善事業 労働力の確保・労働条件の改善・労使関係等労働問題の合理的解決が強く要請されている。こうした中小企業における労働問題の改善について、四十年年度から中小企業集団労務改善事業が実施され、中小企業が共同して行う労働力の確保およびその有効活用に関する事業、労務管理の改善に関する事業、労使関係の安定に関する事業、労働福祉の向上に関する事業に対して補助金が交付されることとなった。同事業に対する計画的統一的指導事業の推進体や中小企業労働対策の連絡調整機関として、四十一年四月、関係機関からなる県中小企業労働対策協議会が設置された。

中小企業集団（労務改善・雇用労働福祉などの事業を行うため県から指定をうけた中小企業の組織）は、数年間にわたって講習会・調査・福祉活動・労務改善指導員の設置等の事業を実施し、労務改善を行うこととなった。

なお、五十年年度まで、一〇団体が指定を受けた。

四 地方労働委員会と取扱事件

(一) 県地方労働委員会の組織と権限

労働委員会の沿革 昭和二十年十二月二十二日、労働組合法(労組法)が制定され、翌二十一年三月一日から施行された。労組法は、いうまでもなく労働者の団結権・団体交渉権・争議権の三権を保障し、労働者の権利と労働組合の自主性を確立したのであるが、この法律を適用する特殊行政機関として、中央に中央労働委員会(中労委)と、各都道府県に地方労働委員会(地労委)がそれぞれ設置された。

県地労委は、二十年十二月二十八日付労発第六二号厚生省労政局長の「労働委員会設置要領」に関する通知に基づき、事業主代表・従業員代表の労働委員会労使委員候補者推薦会を二十一年一月三十日と二月十二日の二回開催、労使側代表一〇人が決定された。さらに、二月十八日労使代表委員が参集し、県から学識経験者として示された第三者委員五人を異議なく決定、同日付で暫定委員として五人の委嘱が行われた。引き続き会長・会長代理の選任を行い、糸川勇次郎、甲斐熊雄がそれぞれ決定された。次いで、第一回の総会が開催され、委員会の運営規程の審議が行われ発足した。

なお、二十年十二月二日付労発第一号厚生省労政局長・内務省警保局長からの「労働争議調停に関する件」の通知により、労組法施行までの緊急暫定的調停機関として、労務調停委員会が各都道府県に設置され、すでに各所に発生しつつあった労働争議の解決に対応していたが、

本県の設置状況は県庁舎焼失等により詳細な資料がないため判明しない。

組織 第一期委員は、二十一年三月労組法施行と同時に委嘱される予定であったが、労働者代表の推薦と第三者委員の同意に難行をきわめたため、同年七月二十五日になり、知事から第一期委員五人(第三者・労働者各二人)が委嘱され、

地労委としての活動が開始された。労働委員の任期は一年であった(四十二年四月労組法の改正で二年に延長)。それ以来、四十六年七月までに第二十一期にわたる委員が任命され、現在に至っている。

労働委員会の運営を決める総会は、五十年度までに六〇五回開催され、二十四年の労組法改正後発足した公益委員会議は、第一回を二十四年七月二十五日に開催して以来、開催回数は四六一回に及んでいる。

あっせん員候補者 労働争議のあっせんは、二十一年九月二十七日公布された労働関係調整法(労調法)第十条に基づき労働委員会の委嘱をうけ、あっせん員候補者名簿に記載された者の中から会長が指名したあっせん員によって行われる。あっせん員候補者は同法十一条による学識経験を有する者で、労働争議の解決に援助を与えることができる者でなけ

初の労働委員会

委員長以下夫々推薦決定

労働委員会が本県に初めて設置された。委員長の推薦は、労働組合関係者から、委員の推薦は、労働者代表と第三者委員からなされた。委員会の組織は、委員長一人、委員五人、事務局員若干名である。委員会の設置は、昭和二十一年七月二十五日、知事から第一期委員五人(第三者・労働者各二人)が委嘱された。委員会の活動は、労働争議の調停、労働条件の改善、労働者の権利の擁護などである。

委員長の推薦は、労働組合関係者から、委員の推薦は、労働者代表と第三者委員からなされた。委員会の組織は、委員長一人、委員五人、事務局員若干名である。委員会の設置は、昭和二十一年七月二十五日、知事から第一期委員五人(第三者・労働者各二人)が委嘱された。委員会の活動は、労働争議の調停、労働条件の改善、労働者の権利の擁護などである。

委員長の推薦は、労働組合関係者から、委員の推薦は、労働者代表と第三者委員からなされた。委員会の組織は、委員長一人、委員五人、事務局員若干名である。委員会の設置は、昭和二十一年七月二十五日、知事から第一期委員五人(第三者・労働者各二人)が委嘱された。委員会の活動は、労働争議の調停、労働条件の改善、労働者の権利の擁護などである。

(昭和二十一年二月 佐賀新聞)



県地方労働委員会の審問

ればならないとされている。県地労委においては、二十一年十一月七日の第十回総会において、同日付で初めて八人の委員が行われた。任期は基準がないので委員の任期に合わせており、現在三〇人が委嘱されている。

事務局 二十一年二月十八日、県地労委の創設に伴い、合議体である委員会の事務を整理するため、同年三月一日事務局が設置された。当時は県内務部勤労課内に置かれ、事務局長・幹事・書記等は、勤労課長をはじめ同課の職員がすべて兼務で運営された。その後、労働争議のひん発により専任職員の配置等事務局組織機構が確立され、二十二年七月事

務局長の下に総務・調整・調査の三課が設置された。続いて、二十四年六月労組法の改正に伴い、事務局職員はすべて県職員をあてることになり、身分も明確化された。二十六年二月一日、県地方労働委員会事務局処務規程の施行により、内部組織・所掌事務・職制が整備され、また、総務・調整の二課制とした。さらに二十八年十二月、職員の任命権者および所掌事

務についての一部改正があり、また、職員は、県職員定数条例により五人と定められている。

権限 労働委員会発足当時は、行政組織法上「行政委員会」の概念はまだ確立しておらず、労働委員会の性格をめぐって当時の全国労働委員会連絡協議会等で大きく取り上げられていたが、二十三年の国家行政組織法の制定によって、行政組織法上はじめて行政委員会制度の確立をみた。さらに二十七年の地方自治法の改正によって地労委は都道府県の執行機関とされ、地方行政機関における地位が明確になった。

労働委員会の権限は、労働者の団結権に対する侵害の排除を中心とする判定機能と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を通じて労使間に発生する紛争を解決し、産業の平和を維持し、経済の興隆に寄与せしめんとする調整的機能とに大別される。

労組法（二十年制定）は、二十四年の労働関係法規の大改正をはじめとして幾多の変革がなされたが、改正の主なものとは次のとおりである。

昭和二十一年十月十三日、労調法が施行され、労働委員会の労働争議の調整に関する機能が具体化された。しかし、二十二年十月国家公務員法の制定によって、一般職の国家公務員に対して労組法や労調法が適用除外となり、さらに二十三年七月三十一日、政令二〇一号が公布され、国または地方公共団体の職員は、団体交渉および争議行為が禁止された。このため、公務員・公共企業体職員等の事案は、労働委員会の管轄からはずされた。

二十四年六月、労組法の全面改正により、これまで労働組合の資格審査・不当労働行為の審査等労働委員会の準司法的機能に属する事項は三者構成で行っていたものが、公益委員会議の専管事項となり、不当労働

行為制度は「処罰請求主義」から「原状回復主義」となった。また、この改正に基づき、中労委に対して、中労委および地労委が行う業務についての手続きを定めるための規則を制定する権限が付与され、これにより同年八月中央労働委員会規則が制定された。

二十七年七月、労働法の一部改正により、公益事業における争議行為の予告制度の採用、労働委員とは別個に労働争議の調停または仲裁に参与するための特別調整制度の新設等が行われるとともに、地方公営企業労働関係法（地公労法）が制定され、地方公営企業における労働関係については、地労委が取り扱うこととされた。

三十七年五月、従来の行政事件訴訟特例法に代わって、新たに行政事件訴訟法が制定され、また労組法の一部改正により同年十一月中央労働委員会規則も名称を労働委員会規則に改称するとともに、その内容の一部が改正された。

四十年八月、地公労法の一部改正により、新たに非組合員の範囲についての認定・告示制度の事務が労働委員会の任務に加わった。

II 争議の調整

労働争議の解決は、本来、労使双方の努力による自主解決にまつべきものであるが、当事者間での解決が困難である場合、独立した行政委員会である労働委員会の持つ調整機能が、争議の解決に果たす役割はきわめて大きいものがある。

労働委員会が行う労働争議の調整は、労組法・労働法・労働委員会規則の定めるところによって行われ、その方法にはあっせん・調停・仲裁の三種類がある。

本県地労委が二十一年三月に活動を開始して以来、五十一年三月末までの三〇年間に取り扱った調整件数は三八九件で、そのうちあっせんが三五七件で全体の九一・八%を占め、ついで調停が三〇件の七・七%、仲裁はわずかに二件となっている。

二十年代の調整事件を概観すると、太平洋戦争終結後、占領軍の指調整事件示により旧来の諸制度の変革がなされたなかで、労働運動は急速に活発化し、労働組合の結成と共に、全国的に労働争議がひん発するに至った。本県においても二十年十一月頃から労働組合の結成が相次ぎ、そして労働争議が発生し、二十四年頃までは急激な労働運動の高まりに加えて、インフレーションの高進による物価高、そして食糧不足等による生活難、さらには二十三年末のデフレ政策の実施に伴う企業整備等により、労働攻勢は一層激しいものとなった。

したがって調整件数も二十一年五件から、翌二十二年には初めて調停事件も一二件加わって三二件と、一躍六倍以上に増加し、次いで二十三年三〇件、二十四年二六件といづれも高い数字を示している。また、当時の地労委はなにも日本でも最初の制度であり、調整活動については積極性・自主性いまだしの感があつた。

二十五年に入ると、六月には朝鮮動乱がぼつ発し、いわゆる特需ブームにより国内景気も好転し、賃金紛争も平穩のうちに解決する例も多く、また、一方ではレッド・パージにより、左翼指導者が追放されたこと等にも起因して、労働運動も低調となり、調整件数は二十五年一九件、二十六年一五件と漸減の兆しを見せた。

二十五年の調整事件で最も苦勞したもの一つに久間炭鉱の賃金不払問題がある。この事件は半年以上にわたってもめ続けた事件で、当初は



昭和26年10月の理研農産争議 (佐賀新聞)

あっせん事件として出発し、途中で不当労働行為事件となり、そして最後は職権あっせん事件となり、徹夜のあっせんが幾回となく繰り返され、同年六月ようやくあっせんが成立した。しかし、協定書の調印はなされたものの、会社側の支払資金が不足したため、当時の地労委事務局長が炭鉱主と共に連帯保証人となって資金調達を行うという前代未聞の措置により、争議の收拾がはかられた。

二十六年の調整事件で特筆すべき事件としては、十月の賃金協定の改定と油脂工場閉鎖をめぐる理研農産加工事件がある。

この事件はあっせん員を九人も繰り出す大争議で、問題が激化するにつれて組合員のハンストも第一陣、第二陣と相次ぎ、絶食時間もついに百時間を突破するに及んで、地労委は県衛生部の医師を帯同してハンスト現場に赴き、横たわったハンスト者の脈をとり、これ以上ハンストを続けると危険状態になると説得して、県立病院に送り込むという一幕もあった。

二十七年に入ると、特需ブームの終えん、翌二十八年のデフレ政策等による景気後退、エネルギー革命の進行による石炭業界の不況を反映して再び争議も増加し、調整事件も多くなった。ちなみに二十七年から三十年までの調整件数八一件のうち、新屋敷炭鉱の仲裁裁定を含めて炭鉱争議が五〇件で六一%を占め、また調整内容から見ると従来多かった賃上げ要求

等が減少し、解雇反対・退職金・期末手当に関する事項が目立っている。

当時の炭鉱関係労働争議あっせん事件で特筆すべきものとしては、二十八年の岩屋炭鉱争議がある。同年六月の西日本大水害は、県下においても未曾有の大被害をもたらしたが、この水害により岩屋炭鉱は水没し、一、〇〇〇人の従業員は職を離れるはめとなり、次に来るものは事業の再開と従業員の再採用の問題であった。地労委のあっせんは七月の下旬から開始されたが、復旧の前途見通しが困難なことなどから、事態は進展せず、翌年三月まで、二百五十有余日に及ぶ長いあっせんにもか



岩屋炭鉱争議 昭和28年秋 (杵島炭鉱労組提供)

かわらず全面解決するに至らず、その間、地労委のあっせんは連続一〇日間ぶっ通しの徹夜あっせんを強行したこともあった。

他方、争議の現場においては、暴行・傷害・自殺等の不祥事件もひん発し、九月二日には警官隊まで出動、県議会でも大きく取り上げられて論議されるなど、労働問題だけにとどまらず、社会問題にまで発展した大事件でもあった。

また、同じく二十八年二月には、新屋敷炭鉱の肺疾患による長期療養者九人の解雇事件で、本県地労委として初めての仲裁裁定が行われ、県立病院好生館長に協力を求めて、レントゲン写真による鑑定を行って、裁定がなされた。二十九年のあっせん事件においては、立川炭鉱と新屋敷炭鉱の期末手当支給をめぐる労働争議に対する職権あっせんがなされているが、いずれも組合員のデモなどでヤマの空気が険悪になったためにとられた措置であった。

三十年代の三十二年に入ると「神武景気」といわれた好景気の影響調整事件から、労働情勢にもわずかながら明るさが見られ、三十二年には調整件数も九件に減少した。しかしながらその後三十四年にかけては、政府の強力な金融引締政策の実施に伴って、経営困難に陥る企業も多くなり、調整件数も三十三年、三十四年ともにそれぞれ一六件に増加した。調整内容も企業整理に伴う解雇取消し、賃金未払いなど労働者の防衛的要求が多く見受けられるようになった。なお、業種的には炭鉱関係の争議が依然として多いことは、斜陽化していく本県石炭業界のせっぱ詰った状況の一端を物語っている。

特に三十二年には会社再建案をめぐって杵島炭鉱争議が発生し、鍋島知事の二回にわたるあっせんも効果なく、無期限スト九七日間にも及ぶ



杵島炭鉱97日ストのあっせん書の調印 昭和32年11月

本県最大の労働争議に発展した。この争議は本県地労委発足以来最大の調整事件となったが、地労委は争議の早期解決を希望する県民世論を背景として、十月二十五日職権あっせんに入り、十一月三日労使双方があ

っせん案を受諾してようやく解決した。

三十五年から三十九年にかけては経済界の好況を反映して、従来多かった未払い賃金や経営不振に起因した争議は減少するとともに、所得倍増ムードや春闘による賃上げの影響を受けた賃上げ・期末手当増額等の積極的要求が多くなった。また、病院・運輸事業等のいわゆる公益事業における労働争議も見受けられるが、全体としては労働争議の発生件数は減少した。したがって、調整件数も三十五年七件、三十六年一二件、以下三十九年までは九件、五件、三件と逐年減少傾向をたどった。

なお、公益事業にかかる調整事件として、三十五年に唐津赤十字病院の争議あっせんが二件あるが、この事件はいずれも使用者側からあっせん申請がなされた点で、本県としては最初のケースである。

四十年代の 四十年に入ると、所得倍増政策によるヒズミ現象が現われ調整事件も始め、そのシワ寄せによる中小企業の不況ムードが高まる一方、物価上昇も大きかったために、県内の労働争議の激化が予想された。しかし、企業経営内容を認識した労使協調の気構えからか、争議も自主的に、平穩のうちに解決されたものが多く、四十年の調整件数は五件、翌年の四十一年が三件で、そのうち二件が特に不況の著しい製紙業となっている。その後、景気の回復が顕著になってきた四十二年の調整件数は、県地労委発足以来の最低で、わずか二件であった。

経済の高度成長に伴う未曾有の大型景気といわれた好況も、四十四年をピークに翌四十五年の前半まで続いた。その後の景気は停滞気味を続け、特に四十六年に入ってから景気停滞のまま、消費者物価の上昇は激しく、さらには同年八月に米国のドル防衛政策が打ち出されるに及んで、わが国の経済界はいよいよ厳しい局面を迎えるに至った。この状態

は四十七年後半まで続き、後半に至ってようやく回復期に向かった。この間、労働組合側は生活防衛闘争をその前面に打ち出し、大幅賃上げを活発に要求して労使が厳しく対立した。この結果、調整件数も四十三年から四十五年までの四件ないし五件から、四十六年には一四件、四十七年には一八件と一躍増加した。

四十六年の調整事件で特異なものとして大杉熊織布争議あっせん事件がある。同会社は産炭地域振興対策の一環として、四十二年に誘致された企業であるが、折からの深刻な繊維業界の不況を反映して経営が悪化し、事業所閉鎖、従業員解雇のやむなきに至ったものである。社長が大坂に在住している関係から団交も難航していたが、地労委のあっせんを解決をみている。なお、こうした誘致企業の労働争議については、同事件と前後して吉川編物争議のあっせん事件もあり、改めて誘致企業の問題点を浮き彫りにしている。

また、深川製磁争議あっせん事件は、組合が四〇日に及ぶ無期限ストを決行し、有田地方特有の低賃金による雇用形態の打破闘争を展開した争議であった。特にこの会社は県内の陶磁器業界を代表する企業だけに争議は深刻さを増し、有田町長のあっせんも功を奏せず、地労委の三回にわたるあっせんの結果、ようやく解決した大事件であった。

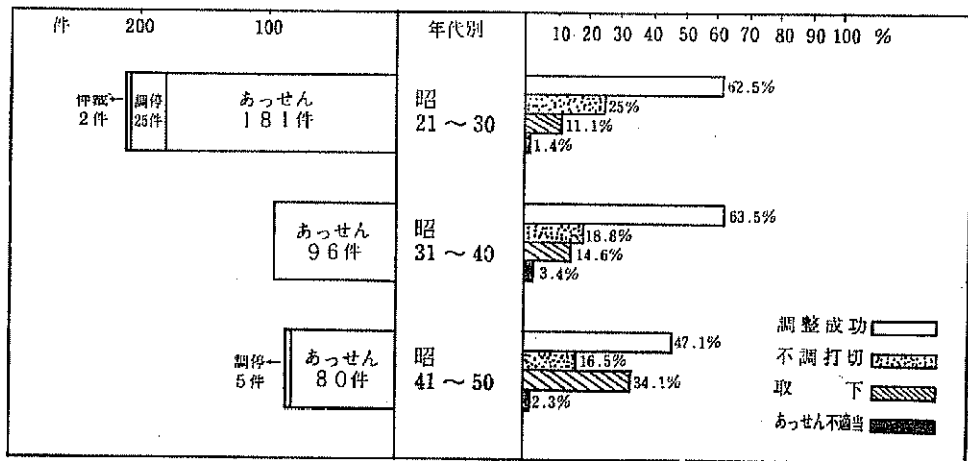
四十七年の調整事件の特色としては、まず事業種別では運送業がその大半を占め、なかでも肥前運送争議が七件係属し、いずれも難航した事件となっているが、特に七月十日には地域社会への影響を考慮して職権あっせんがなされている。また調整内容では団交促進が断然目立っている。

四十八年に入っても景気は前年に引き続き上昇の一途をたどり、供給

を上回る需要の増加・設備投資の拡大、そして物価高騰など、次第に過熱的な様相を呈するに至ったが、秋にはいわゆる「オイル・ショック」による物不足・買占め等の事態が発生し、驚異的な物価高騰と相まって、国内景気は極めて厳しい局面を迎えた。そして四十九年に入ると物価はやや鎮静化の傾向を示したものの、国際収支の悪化、景気の停滞、一時帰休や倒産による雇用不安の増大など国民生活全般に危機感が拡がり、五十年に至るもなお、こうした情勢が続いた。このような国内経済の動きのなかで、労働組合側はインフレ下の労働者の生活を守るための大幅賃上げのほかに、福祉優先という国民生活関係の諸要求を掲げて厳しい闘争を展開した。

一方、経営者側も賃上げについてのガイドラインを設定して対抗する

調整事件の種類と終結状況



など、相変わらず厳しい対立を見せた。従って調整事件もこうした厳しい世相を反映して、四十八年から五十年までは毎年一〇件から一二件と割に高い数字を示し、しかもその大部分が賃上げに関連して春闘時期に集中していることもこの時代の特色といえる。

また企業閉鎖、あるいは営業権の譲渡に伴う解雇に関連したものが、四十九年に二件、五十年には五件となっていることも深刻化する経済不況の一端を物語っている。

調整事件の これらの調整事件の終結状況は、全取り扱い件数三八九三(件)、解決に至らず打ち切ったもの二一・六%(八四件)、途中で事件が取り下げられたもの一・九%(六六件)、申請はなされたものの労働委員会のあっせんをおこなうことが適当でないとしてされたもの二・一%(八件)となっている。

(三) 審査

不当労働行為の審査 この制度は、昭和二十年十二月に制定された労組法で創設され、二十四年六月の全文改正ではほぼ確立した。改正前の不当労働行為については、労組法や労調法に違反しているか否かを労働委員会が認定し、違反については検察庁へ処罰請求するという直罰方式であった。これに対し、改正後の労組法では行政的救済をはかる原状回復主義を採用し、このため労働委員会の職務負担が大きくなり、また、不当労働行為の処分は公益委員のみで行うこととなった。

旧法時代(二十一年～二十四年六月)の申立件数は、かなり多く、取り扱った事件は真崎鉄工場等一五件であり、そのうち、労組法違反事件

が八件と比較的多い件数を占めている。このことは、この期間が終戦直後という異常な情勢下にあったことなどもあいまって、初期の労働運動の高揚と使用者側の法規あるいは労働運動についての無理解を示しているものと思われる。

次いで、労働法違反事件数は七件であったが、内容的には現業以外の公務員の争議行為の禁止違反事件三件、公益事業の冷却期間制度違反事件二件、争議調整に関する不当労働行為二件となっている。

このうち、処罰請求を行った事件は、真崎鉄工場、全国財務労働組合（全財）佐賀支部の二件であった。

真崎鉄工場事件は、電力制限に伴う機械工場の損失を鋳物工場で補うため、鋳物工場を委託経営化しようとしたことに端を発した事件であり、初審、控訴審を経て事件発生後三年目にようやく罰金刑が確定するなど県地労委発足当初から多難を思わせた。

一方、全財佐賀支部事件は、全官公の闘争の一環として地域別最低賃金制の確立など政府に対し要求が行われ、同支部においても中調指令により組合員約一四〇人が三日間一斉賜暇戦術をとった事件である。県地労委は、佐賀軍政部のテコ入れで処罰請求したものの、地労委内部に再三にわたり論争が繰り返され、その後、政令二〇一号制定など客観的情勢の変化を考慮して処罰請求を取り下げたこ

とによりようやく結着をみた。

労組法（二十四年六月以降）改正後の申し立て件数は、急増し、五十年間までの申し立て件数は二四四件である。

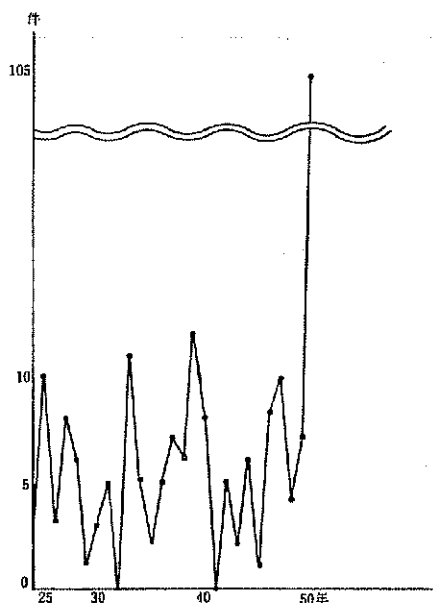
この申し立て件数の大半を占めるのが、労組法第七条の一号該当（不利益取り扱い）事件であった。とりわけ、二十五年〜二十八年までに圧倒的に多くみられることは、エネルギー革命の進行による構造的な不況のため、本県の重要産業であった石炭業界が斜陽化したこと、あるいはその他の産業においてもデフレ政策の影響により八〇事業所が閉鎖されたことなどによるものと思われる。その後、二十九年〜三十二年にかけては減少した。このことは当初労働運動に対して抵抗を示した使用者が、新しい制度に対応してきたことや、「神武景気」による影響も大き

旧法時代の不当労働行為の処理状況

事件名	申立年月日	申立事由	結	果
真崎鉄工場	二二・七・一五	労組法第十一条違反	処罰請求	処罰請求
振興産業	八・二三	〃	違反に非ず	但し遺憾な点ありとして勧告
佐賀高等女学校	一一・二三	〃	違反に非ず	〃
住ノ江造船所	一一・一五	〃	取り下げ	〃
全財佐賀支部	二三・三・二三	労調法第三十八条違反	処罰請求	処罰請求（十月三十日取り下げ決議）
武雄支部	四・七	〃	違反に非ず	〃
伊万里支部	四・一五	〃	〃	〃
鳥栖機関区技工	七・九	労調法第三十七条違反	〃	〃
機関助工	七・二二	〃	〃	〃
松本製作所	一一・一〇	労組法第十一条違反	違反するが処罰請求はせず	使用者に対して勧告
内田製作所	一一・二四	〃	〃	〃
立川鋳業所	二四・二・四	労調法第四十条違反	違反に非ず	〃
内田製作所	二・七	〃	〃	〃
別府炭鋳	三・二五	労組法第十一条違反	取り下げ後あつせん申請	違反するが勧告の履行を条件として処罰請求せず
片山鋳	五・一七	〃	〃	〃

資料：県地方労働委員会五年誌

不当労働行為申立件数の推移



いと思われる。

しかしながら、三十三年から再び申し立てが多くなり、その内容も石炭産業から他産業に移行する傾向がみられた。特に、三十三年の一件、三十九年の一二件ときわめて多くなったことは、三十二年～三十三年（前期）にかけての全国的なナベ底景気に伴う産業界の不振に加えて、県内の石炭業界においても廃山・休山・人員整理等が行われ、争議が激増したこと、さらには、三十九年～四十年にかけての景気下降と高度成長によるひずみに伴う産業界の規模間格差等によるものと思われる。

なお、申し立て件数二四四件の中には、五十年六月の県高等学校教職員組合の現業職組合員一〇一人からの個人申し立てが含まれているが、これは地方公営企業労働関係法適用組合員からの初申し立てである。

次に二号該当（団体交渉拒否）事件は、三十六年まではきわめて件数は少ないが、それ以降四十年にかけて増加した。その後、再度減少を示し、四十六年～四十七年にかけて再び増加した。

三号該当（支配介入）事件については、純然たる三号事件はもちろんのことであるが、一・三号、二・三号等の関連事件申し立て件数からみても二十二年頃より一部年度（三十三年、三十九年、四十七年）を除いては当初から申し立て件数は少ない。

次に、申し立てのあった企業を従業員規模別にみると、逐年小規模企業に集中する傾向にある。すなわち、三十四年頃までは規模のいかんを問わず、各層に散在していたが、その後は比較的大規模の企業が少なくなり、しかも、四十八年以降は五十年の県高等学校教職員組合現業職関係を除くと小企業に圧倒的に集中する現象を示している。

この要因は、一〇〇人以下の企業が本県内では圧倒的に多いことが第一にあげられ、また、これらの零細企業は労務管理が立ち遅れており、一方、組合側も経験の浅さがあり、労使ともに労使問題の処理に不馴れな点から、自主的な解決がはかられなかったと考えられる。

審査の事例 三十八～三十九年にかけて七回も救済を求めた佐賀専門店会事件は、中小企業の深刻な争議として全国的に注目を浴びた不当労働行為事件であった。

この事件は、労使が三十八年の年末一時金（二・五倍）要求にかかる団交をめぐる、「重役を含めた団交に応ずること」の救済申し立てを同年十二月に行った。ところが、その後、会社が組合活動家に対し不利益取り扱いを行い、さらには、経営の合理化措置として組合幹部を含む一七人を指名解雇にしたことなどにより、三十九年三月までにつきつぎと組合側は解雇理由が不明確、組合切り崩し、不利益処分、団交拒否、支配介入等の一連の不当労働行為を申し立てた。一方、県総評春闘委は、この争議を足場に春闘を盛りあげようと、事務所・商店等にデモをかけ



佐賀専門店会争議 昭和33年12月（県総評提供）

認したので団交が再開された。

なお、本争議は、その後、県が提示した「指名解雇の白紙撤回等」を骨子とするあっせん案により三十九年六月紛糾後七か月ぶりに解決した。

四十八年五月には産炭地誘致企業として進出してきた天龍化学工業の事件があった。この事件は組合側が会社への組合結成通告書、春闘要求書、団交申込書を手渡したことに端を発した。会社は、操業開始後、わずか一年二か月で工場を閉鎖し、さらには、組合員の解雇をめぐる紛争にまで拡大し、組合は、県地労委に解雇撤回等について救済を求めた。つまり、この争議は使用者が従業員の間で労働組合を結成し、組合活

るなど泥沼闘争の様相を呈した。

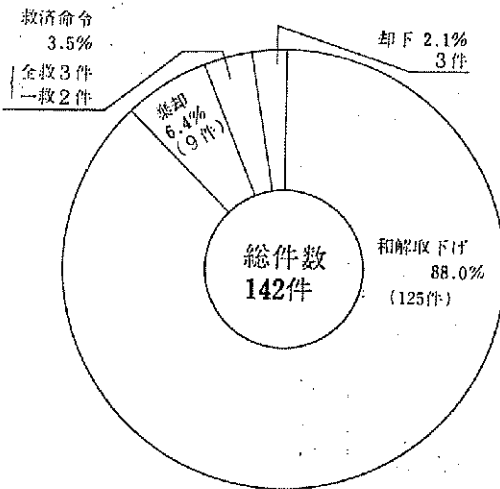
このようななかで四月末県地労委は、団交再開の救済命令を出したが、会社側はこの命令を不服として、県地労委を相手に撤回訴訟を提訴したため、これを受けて県地労委は、早急に団交をはじめよう「緊急命令」を佐賀地方裁判所に申請し、裁判所はこれを容

動を行うことをきらって事業所を廃止することは、使用者の自由であるのか、それとも不当労働行為になるのかの法解釈の主張が問題となったものである。

このような緊急事態を考慮し、県地労委は平和的な解決を期待し、四十九年十一月以来四回にわたって和解作業を進めるとともに、一方では地元町および県の協力を得、五十年一月事件発生後九か月ぶりに和解が成立した。

事件の終結状況 終結状況は、別図の通り件数一四二件のうち、取り下げ、または、和解で解決したもの八八％、棄却（申し立ての内容を終局的審問で理由がないとして排斥したもの）六・四％、救済命令を発したものの三・五％、さらには、却下（申し立ての要件を具備しないため不適法としたもの）二・一％となっている。すなわち、和解または取り下げが圧倒的に多い理由は、最後まで審理を遂げて命令をだしても、労使間に良い感情を残さないことなどから、労使間の自主的和解により、申し立てを取り下げるもの、審査委員長の勧告で和解が成立して取り下げることなどがこの数字に表われている。この点が裁判所に係属した場合と異なる行政審判の特徴を表わしたものと見える。

不当労働行為事件終結状況（昭和24年～51年度）



資格審査 労働組合の資格審査は、旧労組法では知事への届け出主義であったため、二十二年一〇九件、二十三年一一一件とかなりの件数に達した。当時は、労働運動草創期を反映して、納屋頭、市町村三役、駅長、中等学校長、派出看護婦組合あるいは鳥栖地区労働協議会のように、組合員の資格問題や、労働組合としての資格に疑問がある届け出事例が少なくなかった。

二十四年の労組法の全面改正により、従来の届け出主義から自由設定主義に改められたため、資格審査も、主として労働組合が労組法や労調法に規定する手続きに参与したり（後者については、二十七年廃止）、救済を求めようとするとき、労働組合が法人登記をするとき、労働協約の地域的拡張適用の申請を行うとき、地労委の労働者委員の推せんを行う場合に限定されることとなった。

二十四年から五十年間までの取り扱い件数は、一、二一七件であり、そのうち、適格一、〇五〇件（八六・三％）、取り下げ・打ち切り一四〇件（一一・五％）、翌年へ繰り越し二七件（二・二％）となっている。また、法の移行期には組合規約の不備等に関する補正勧告がかなりの件数に達しているが、特に、二十五年の五二件は、総件数三六二件の一四・四％に当たり、最高の年次を示した。

資格審査の終結内容は、委員推せんに関するものが圧倒的に多く、次いで、不当労働行為、法人登記に関するもの順である。

そのほか、労組法第十八条に定める労働協約の地域的拡張に関する地労委の決定権限があるが、本県では二十六年五月の全日本港湾労働組合唐津支部の申し立て事件が一件あるのみである。これは、唐津港における石炭荷役業者の乱立が原因で発生したが、組合側が申し立てを取り下

げたため、審理打ち切りとなっている。

五 職業安定

(一) 職業の安定

勤労働員体 終戦によって、職業行政の当面の課題は国民勤労働員体就職確保であった。国民勤労働員は、二十年八月二十一日付で実質的に停止され、翌二十二日には、これによる急激な混乱を防止するため段階的解職等の応急的措置が指示された。十月十一日には勤労秩序の混乱防止と復員者等職業転換の迅速円滑を期すため、勤労配置規則が公布された。さらに十一月十日には職業紹介業務規程が制定されるなど、戦時色が一扫された。

行政官庁においても、二十年十月九日付で、警察部所管の国民勤労働員課、第一線の国民勤労働員署はそれぞれ勤労課、勤労署と名称変更し、勤労色が取り除かれた。さらに十二月二十四日には職業行政は、警察部から内政部に移管され、二十二年五月一日には勤労課から職業安定課に、勤労署は公共職業安定所に名称変更が行われた。また、内務部から教育民生部、そして經濟部に移管され、職員は官吏の身分で残され、業務は地方自治の本旨に基づき、知事の指揮監督が認められ、今日に至っている。

このような経過と相まって従来の職業紹介法に代わるものとして、二十二年十一月三十日には新憲法にふさわしく民主的理念に基づいた職業



昭和21年頃の小城勤労署（浦郷光人提供）

安定法が施行され、同法を根幹に職業紹介・職業指導行政が展開されることとなった。

公共職業安定所 終戦後、国民勤労員体制は解除され、これに伴い国民勤労員署は昭和二十年十月九日付で勤労署と改称し、戦時中の労務統制・勤労報国等勤員体制を解き、労働力の需給調整や職業指導を専ら行うこととなった。県内の各国民勤労員署（佐賀・唐津・武雄・伊万里・鹿島・鳥栖・小城・神埼の八署）は勤労署と改称し、この時神埼国民勤労員署は佐賀勤労署の分署となった。二十年十二月二十四日の労働行政の警察部から内政部移管に際しては、警察署管掌の労働行政を引き継いだ。

二十二年四月八日の公共職業安定所官制の施行により、従来の勤労署は公共職業安定所と改称し、その際労働行政は労働事務所に、労働基準行政も労働基準局や基準監督署に分離された。失業保険法制定時（二十二年十二月）には失業保険関係事務（通用事務、保険料徴収事務、給付事務）は公共職業安定所が行っていたが、サービス機関

である公共職業安定所が公権力による徴収事務を行うことは不適當であるとされたため、徴収事務は二十三年六月から県職業安定課（のち失業保険徴収課）で担当することとなった。

その後の主要な改正は、二十三年十一月三十日小城公共職業安定所は佐賀公共職業安定所の出張所となり、三十四年七月十日には炭鉱離職者が多発していた多久市に佐賀公共職業安定所多久出張所を設置し、その後の炭鉱離職者対策の重視に伴い、三十八年四月一日付で多久公共職業安定所となった。

なお、公共職業安定所等に勤務する職員は当分の間官吏の身分のまま残され、またこれらの業務については地方自治の本旨に基づき、知事の指揮監督権が認められている。

そのほか、占領軍の労務充足や日僱労働者の職業紹介を目的に二十一年三月九日佐賀日僱勤労署（管轄区域、佐賀市郡・小城郡・神埼郡）が設けられた。

一般職業紹介 終戦によって、軍需工場からの離職者・引揚者・戦災者・復員軍人等によって、一時的に約二万人の失業者が発生した。これは当時の本県人口の二割五分に相当する。失業者の大部分は、前職復帰、帰農、炭鉱、開拓、占領軍関係労務、土建公共事業、物品販売業、ヤミ商人等に吸収されていた。当時は、給与より生活費が上回る悪性インフレの時代であり、また食糧・住宅難から就職に伴う移転も困難で、しかも東京など大都市は移入制限があり、通勤も石炭不足から、列車削減が行われるなど、無理な状況にあった。このため、勤労署への求職者も失業者数に比較して少なく、二十一年度一七、四一三人といった状況であった。求人産業別内訳は鉱業が約半数を占め、次いで工業・

一般職業紹介状況



公共事業であり、就職先では、工業・公共事業・鉱業の順であった。そのほか、二十一年十一月と十二月にかけて「就職相談積極期間」を設けるなど、引揚者・復員軍人等の職業相談を強化した。

二十三年末頃から「経済九原則」に基づく緊縮経済政策の実施により、行政整理・企業合理化の嵐が吹き荒れて離職者が続出し、求職者は二十三年二万人であったが、二十四年四万人、二十五年には九万六、〇〇〇人と、最悪の事態となった。このため、職業安定機関総動員で求人開拓を行うとともに職業補導を強化した。そのほか、県民の職業安定行政への理解を深めるため、二十四年三月、佐賀玉屋で職業安定法等を周知する絵画や、公共職業補導所における技能教育の写真等を展示した「職業安定展」を催した。

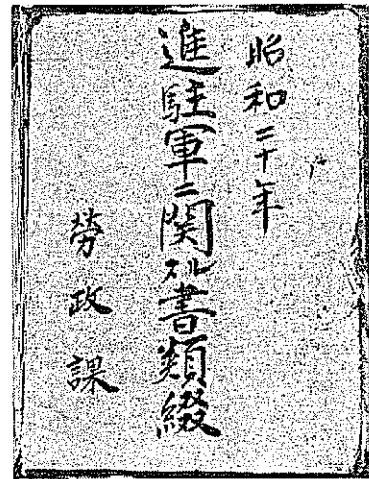
悪化した雇用情勢も、二十五年六月の朝鮮動乱勃発に基づく特需ブー

ムが「千天の慈雨」となって著しく好転した。

二十七・八年頃になると、特需ブームも終えんし、二十八年夏の西日本大水害による事業所の休業、石炭界の不況、繊維産業の不況等による失業者や農村の二、三男の求職により、求職者は再び増勢に転じ、特に二十九年は、五万人を越えるにいたった。このため、県内では企業訪問による求人開拓、県外求人開拓、あるいは企業誘致に力を入れた。

三十年からの経済界の好況は、雇用情勢にも波及し、三十一年から求人倍率も、〇・五倍を越えるなど好転した。しかし、その後は三十三年の金融引き締めによる不況、三年連続不作による農家の二、三男の求職、三十四年から本格的に始まった石炭産業の合理化による炭鉱離職者の続出、石炭関連産業の不況により、求職者は三十八年まで一貫して増加し続けた。その後、高度経済成長政策の浸透により、求人、求職のバランスは均衡の方向にむかい、四十八年のオイル・ショック直前には、求人倍率も〇・九八倍に達し、かなりの雇用の安定をみるに至った。しかし、四十九年以降の低経済成長政策により、雇用失業情勢は一変し、五十年度における求人倍率は、終戦後の二十五年度の求人倍率に近い、〇・二八倍までに落ち込みをみている。

占領軍関係 占領軍による本県の占領行政は、昭和二十年十月六日の労働充足 進駐に始まる。これらの占領軍政に必要な労働提供の要求は、占領行政に直接必要な通訳・調査員・英文タイピスト等の要員のほか、兵舎の営繕維持管理に必要な大工・ボイラーマン・軍政部員の宿舎のメイド等多種にわたり、しかも旧敵国語である英語が必要であったり、占領軍の完全遂行の強い要求、占領軍に対する県民感情等特殊なものがあった。



終戦直後の占領軍労務提供の
関係書類 (県文書庫蔵)

政府は、厚生省勸
労局長依命選牒（二
十年九月七日付発動
一九九号聯合軍進駐
ニ伴フ労務確保ノ準
備措置ニ関スル件）
を各府県長官宛に発
して準備させた。こ

れを受けて、本県では九月十三日付で県警察部長は、各警察署長に労務確保を指示した。九月二十日まで、電気・土木建築等三八職種・約二、三〇〇人の要員を占領開始に備えて、確保していた。

この労務提供は、戦時中、設立されていた労務報告会と同様なかたちで、二十年十月三日県労務協会を設立し、これに勤労署を協力させた。これは、実態が労働者供給事業であったので、同年十二月占領軍によって解散させられた。この代替策として、翌二十一年三月佐賀日備勤労署を設置し、占領軍関係労務の確保と併せて、日備労働者の職業紹介も行うこととなった。

占領軍関係労務は、二十一年七月、八月頃には、一、〇〇〇人に達したが、二十二年五月頃は一日平均要求数三〇九人程度に減っている。内訳は、軍政部関係六一人、CIC一一人、唐津シーサイドホテル一六二人、外務課七六人であった。また、これらの費用は日本側の負担であった。なお、大工等特殊な職については、各勤労署は市町村毎に割り当てを行い、半ば強制的割当によって、労務を提供している。

日備勤労署は、二十二年四月の公共職業安定所官制の施行に伴い、公

共労働安定所と改称し、翌二十三年六月三十日には佐賀公共職業安定所に吸収された。

佐賀占領軍々政府技術勤務員募集案内（一部略）

- A 公衆衛生関係
 - 1 外部派遣調査員
 - (1) 医師 (2) 衛生工学校員……英会話・読み書き可能
 - 2 公衆衛生看護婦（保健婦）……英会話必ずしも流暢ならざるも可、読み書き可能
- B 民間情報教育関係
 - 1 外部調査員……大学卒、教職の経験、日本語演説の巧みな人、ある程度の英会話を要す
 - 2 婦人団体顧問……二五〜三〇歳の独身女性、英会話可能、聡明な感じのよい人、出来れば津田英学塾出身
- C 経済関係
 - 1 土地改革外部派遣調査員……出来れば大学卒、土（農）地改革の知識ある人、必ずしも英会話流暢ならざるも可
 - 2 炭鉱業技師……資格と経験を要す、英会話必ずしも流暢ならざるも可
 - 3 賠償機械のための機械技術員
 - 4 魚類配給価格統制調査員……英会話必ずしも流暢ならざるも可
 - 5 食糧配給統制調査員
- D 労働関係
 - 1 外部派遣調査員……大学経済学部卒、日本語演説の巧みな人
- E 司法関係
 - 1 弁護士（法律家）……日本民法・刑法に通曉せる人

2 公安のための外部派遣調査員……佐賀県の事情に精通せる人

(注)昭和二十二年十一月頃の募集案内(多久市立図書館蔵)

炭鉱労務充足 終戦直後、各炭鉱では勤労報国隊員の下山、また、外国人労務者の帰国等により、全国的にも極端な労務不足となり、出炭量が激減した。このため、基礎的生産財である石炭の不足で、生産や、国民生活に支障を来しはじめた。県内では、二十年五月、出炭量一二万三、〇〇〇トン、労務者数二万四七五人が、九月には出炭量三万トン、労務者数一万一、五一〇人と急減した。

政府は、石炭危機打開のため、同年十月二十六日「石炭生産緊急対策要綱」を閣議決定したが、労務関係の要旨は、治安の確保と外国人労務者の早期帰国の促進、これを補うため労務者一三万人の緊急充足に努力するとともに、食糧増配・衣料の確保・賃金の増額であった。

勤労員緊急募集

川南工業株式會社向山炭礦

一、採用人員 五〇〇名(新規開發ノタメニ十六歳以上ノ健康男子)

一、業務 坑内夫(職業種別期間ガアリマズ)

二、宿 舎 職災者、復員者ニ便宜、毛布ノ用意アリ

家族連レノ方ニハ十疊十二疊ノ新築アパート無料貸與(共同炊事大浴場付)

◇御希望ノ方ハ伊萬里勤勞署又ハ當礦ニ御出下サイ

◇物資圓滑流通快適家族的管理

伊萬里勤勞署

炭鉱の鉱員募集 (昭和20年12月 佐賀新聞)

これを補うため労務者一三万人の緊急充足に努力するとともに、食糧増配・衣料の確保・賃金の増額であった。県ではこれを受けて、約六、〇〇〇人(推定)にのぼる外国人炭鉱労務者を平穩に帰国させるとともに、炭鉱労務者の充足を責任割り当て方式によって強力に推進することとなった。労務充足の

目標は、第一次(二十年十一月五日〜十二月三十一日)三、三〇〇人、第二次(二十一年一月一日〜三月三十一日)三、六三〇人が割り当てられた。広報媒体には、当時としては珍しい新聞・ラジオを利用しての募集の試みもなされた。

この結果、第一次では四、六四四人(充足率一四一%)、第二次五、三五八人(充足率一四八%)を充足した。その後も応募者は順次増加して二十二年一月には、戦前の水準に復した。

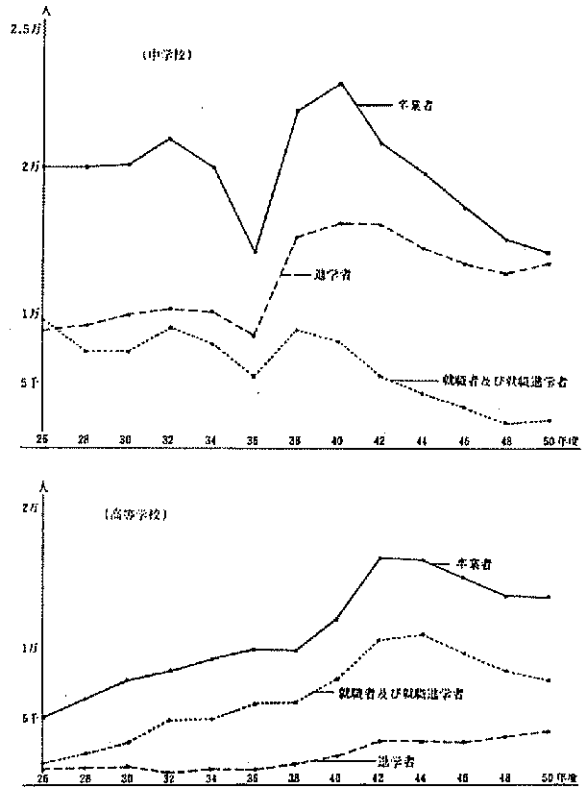
新規学卒者 毎年一万人を越える中学卒・高校卒の新規学卒者の就職の職業紹介 希望者の職業あっせんは、県内に大きな労働力が必要とする事業所が少ないため、県内の求人開拓とともに県外就職に力を入れた。

県外の求人開拓は、東京・大阪等の県事務所を動員して企業訪問を行っていたが、三十四年四月には名古屋市に駐在員を派遣し、労働力需要増加の著しい中京方面の求人開拓を強化した。そのほか、当時は住宅事情が悪く、これが県外就職のあい路となっていたので、三十二年二月二十三日には、財団法人佐賀県関西寮が県出身財界人、県高等学校長会等により、大阪府高槻市に設置され、住宅の提供と併せ生活指導を行った。学卒者の就職赴任に際して



集団就職列車 昭和36年3月

卒業後の進路状況



は、激励大会を開き、集団就職列車を仕立てて送り出した。

新規学卒者の供給状況は、学校基本調査によると、二十六年程度現在の就職者は中学卒九、三二二人、高校卒一、六五四人と、中学卒が全体の八四%を占めていたが、高校進学率の上昇により、四十年程度から逆転した。また、就職者総数は、卒業生総数が戦後のベビーブームで急増したものの、上級学校への進学率の向上で頭打ちの状況にある。

一方、需要状況は、中卒者についてみると、三十一年度は、県内求人二、七九八人、県外求人一、五七九人、総計四、三七七人で、求職者四、五三八人を下回る状況にあったが、経済情勢の好転とともに求人数は県外求人を中心に急激に増大し、三十七、八年頃から中学卒業者は「金の卵」と称されるほど求人が殺到した。また、中学卒が高校進学率の

向上で就職希望者が減少してきたため、求人を高校卒に切り替える企業が増え、三十八年度頃から高卒者の求人倍率が上昇してきた。

一方、県内では企業誘致や既存企業の伸長で労働力の需要が増加し、三十八、九年度頃から若年労働者の不足がみられるようになった。このため、県内就職に力を入れ、地元企業の説明会や労働条件の改善、地元就職者の激励大会等を行った。しかし、賃金の格差や、県内に魅力のある有力企業が少ないこともあって、依然県外就職が県内就職を上回る状況にある。そのほか、県外就職先では、中学卒は愛知・福岡・東京の順にあり、高校卒も従前は中京・京阪神が多かったが、近年は東京が多く、産業別には中学卒は第二次産業、高校卒は第三次産業が多いのが特徴である。

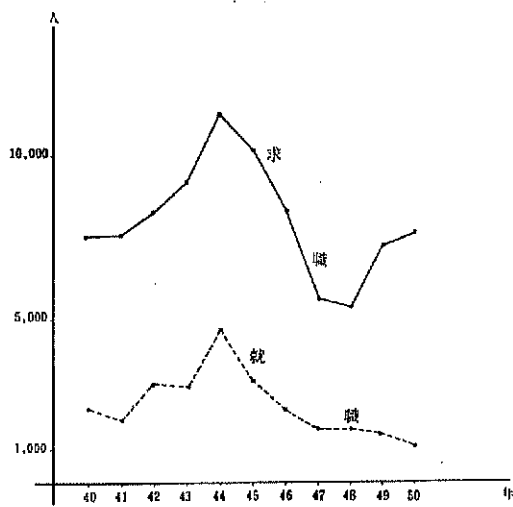
中高年齢失業者 三十年代後半の好調な雇用情勢の中でも、中高年齢の就職促進措置 者層は依然就職難の状態にあり、また失業対策事業

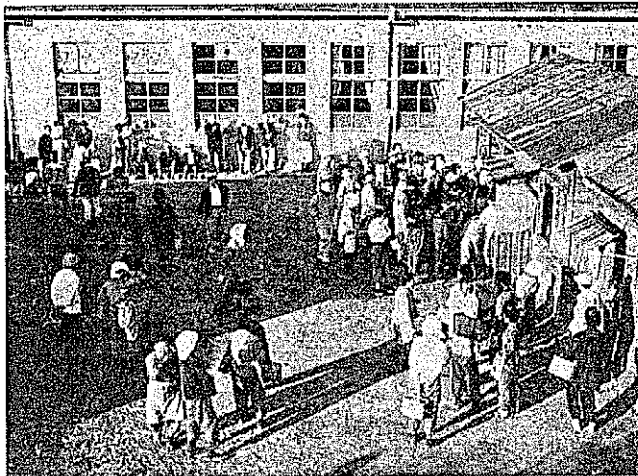
においては、

就労者の長期滞留の問題が生じてきた。

この対策として、三十八年七月、職業安定法および緊急失業対策法が改正され、さらには、

中高年齢者の求職・就職状況





失業対策事業の労務者紹介（多久市）昭和31年頃

十六年十月緊急失業対策法に代わって中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法が施行され、同法施行時の失業対策事業就労者のみが就労できるものとされ、新規流入の抑止がなされた。

公共事業では、失業者吸収事業としての色彩の濃い、④緊急就労対策事業（二十九年～三十年）⑤臨時就労対策事業（三十一年～三十八年）、⑥特別失業対策事業（三十年～四十五年）が失業対策事業を補完するものとして設けられた。

石炭産業の合理化に伴う離職者対策としては、⑦炭鉱離職者緊急就労対策事業（三十四年～）および⑧産炭地域開発就労事業（四十四年～）が始められた。中高年齢失業者（四十五歳以上六十五歳未満の者）を目的としたものでは、中高

年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法によって創設され、失業者吸収を義務づけた⑨特定地域開発就労事業（四十六年～）がある。

以上①～⑨の主として雇用機会の造出による失業者の応急的な生活の安定・労働力の維持のほか、こうした日雇労働者の常用労働者・自立への復帰を援助する⑩日雇労働者

雇用奨励制度（三十七年度～）の働きも重要である。

緊急就業対策 二十年八月十五日終戦を迎えたわが国は、軍需工場と公共事業から排出された失業者、大都市からの疎開者、海外からの引揚者、復員軍人が巷にあふれ、二十年十二月の臨時国民登録の結果によれば失業的無業者は三三四万人に達した。

政府は、二十年十二月失業対策委員会を設置して、失業対策の調査審議を行い、その建議に基づいて二十一年二月緊急就業対策要綱を決定した。これは国土建設・戦災復興のための土木建設事業による失業者の吸収を大きな柱としていた。この要綱に基づく失業対策的土木建設事業実施計画は、二十一年五月GHQにより示された「日本公共事業」に基づいて公共事業計画として強化充実され、総額七八億円で二十一年後半から実施に移された。そのほか、公共事業の補完的役割を果すものとして、失業者の発生に応じて随時必要とする場所において開始され、何時でも廃止できる弾力的機動的な性格をもった簡易公共事業が二十一年九月から失業者の多数発生している都市部で実施され、また肉体的労働に属さない知識階級失業応急事業も同時に実施された。

県内では、終戦直後の二十年十月現在軍需工場等からの動員解除等離職者は県内から二万九、〇〇〇人、県外から一万二、〇〇〇人、また復員・戦災引揚者数は二十二年七月現在復員軍人七万八、〇〇〇人、戦災引揚者一三万四、〇〇〇人に達していた。離職者の大部分は農村・前職復帰、あるいは鉱山・開拓民・進駐軍関係労務・公共事業等に吸収されたり、ヤミ商人になるなどしていた。そのころ完全失業者は約四五、〇〇〇人程度、これ以外の潜在失業者も約三万人程度が存在しているものと推定された。

県は、国の緊急就業対策要綱を受けて、二十一年二月緊急就業対策運営方針を決定し、同年四月には失業対策の諮問機関として県失業対策委員会を設置した。公共事業の実施体制として、中央の経済安定本部設置に対応して県段階での総合調整を行う失業対策本部を同年七月設置した。また、勤労署と事業主体との間の連絡調整機関として、各勤労署ごとに労務配置委員会を設置した。

公共事業は、二十二年総予算二億円余をもって筑後川・大木川等河川改修工事、北山ダム工事、有明干拓工事、緊急開拓工事、土地改良、林道開設、道路整備等が全県下にわたって実施された。就労者数は二十一年十月以降翌年五月まで累計一五〇万三、七八七人（うち職業安定所紹介四三万二、八一七人）に達した。また、公共事業等の実施によっても吸収できない失業者対策として、授産施設の整備拡充に力を入れ、二十二年度は七二万四、〇〇〇円の補助金を交付し、施設数も二十二年五月末現在八二、吸収人員二、〇〇〇人にのぼった。知識階級失業応急事業は、県の統計業務や衛生業務への吸収を中心に実施した。そのほか、年二回失業調査を実施した。

一般失業対策事業 二十四年五月緊急失業対策法が制定され、失業者吸収を本来の目的とする失業対策事業が創設された。失業対策事業は、公共事業と異なり、事業主体は、県、または市町村直営で施行され、施行地域はその周辺の失業者の多数存在している地域で、就労者はすべて公共職業安定所の紹介する失業者とされた。本県での失業対策事業は二十四年十一月から唐津市が実施し、その後は別表のとおり地域で実施している。

県営の失業対策事業は、二十四年度に緊急就業対策の一環として、一

失業対策事業実施事業主体の変遷

年 度	新 規 事 業 主 体	廃 止 事 業 主 体
昭和24	佐賀県、唐津市	
25	佐賀市、有田町、東有田町、山代町	
26	鬼塚村、北波多村、伊万里町	
27	名護屋村	
28	湊村	
29	相知町、厳木町、小城町、多久市	名護屋村
30		山代町、東有田町
31		
32	佐賀県、佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、小城町、厳木町、相知町、北波多村、有田町	
46		小城町

注：32年の新規事業主体の欄は、町村合併後の事業主体を掲げた。
資料：24～30年までは失業対策事業10年史
32年以降は県職業安定課

〇八万七、〇〇〇円の事業費を計上し、実施された。翌二十五年度から正式に失業対策事業として実施され、唐津・伊万里土木事務所管内で始められた。
失業対策事業紹介対象者は、二十六年から二十八年までは八〇〇人から九〇〇人台を推移していたが、二十八年十月の金融引き締め政策の実施、翌二十九年度の緊縮財政の影響を受けて、失業者が多発し、特に本県

失業対策事業紹介対象者の推移

年	男	女	計	対前年比
	%	%	人	
26	51.9	48.1	865	1.00
27	46.5	53.5	816	0.94
28	48.8	51.2	921	1.13
29	55.0	45.0	1,452	1.58
30	65.9	34.1	3,032	2.12
31	67.1	32.9	4,851	1.57
32	61.0	39.0	3,851	0.79
33	60.0	40.0	3,537	0.92
34	59.6	40.4	3,961	1.12
35	59.8	40.2	4,666	1.18
36	57.3	42.7	4,749	1.02
37	56.0	44.0	4,696	0.98
38	55.0	45.0	4,617	0.98
39	52.8	47.2	4,283	0.93
40	52.0	48.0	3,872	0.90
41	50.9	49.1	3,617	0.93
42	48.6	51.4	3,753	1.04
43	46.5	53.5	3,819	1.02
44	45.9	54.1	3,601	0.94
45	44.7	55.3	3,402	0.94
46	42.2	57.8	2,856	0.84
47	40.2	59.8	2,556	0.89
48	39.1	60.9	2,460	0.96
49	38.4	61.6	2,333	0.97
50	37.1	62.9	2,277	0.96

注：調査は毎年4月現在

では石炭産業の不振が著しく、このため同事業紹介対象者数は二十八年九二一人から二九年一、四五二人、三十年三、〇八二人、三十一年四、八五一人と一挙に急増した。その後は、神武景気等景気の好転、あるいは炭鉱の再開等により減少し、三十三年は三、五三七人であった。しかし、再び急激な石炭産業の合理化・斜陽化により炭鉱労働者を中心に失業者が多発し、三十年代後半は、四、六〇〇～四、七〇〇人の高水準に達した。

三十年代の後半の日本経済は、国際的に例をみない高度成長を遂げ、このため雇用情勢は好転しているものの、失業対策事業紹介対象者については、雇用情勢の好転とは逆に一貫して増加の一途をたどった。しかし、四十六年の日雇雇用奨励制度、また、前述のように中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の施行等で、従来の紹介対象者は常用就職（自営業を含む）に転じ、また、新規に紹介対象者となるみちがと

だえることとなった。

緊急就労対策事業 二十九年度から失業対策的性格の強い公共事業として緊急就労対策事業を道路・都市計画・下水道を中心に実施することとなった。県内では炭鉱を中心に失業者が多発したため、県営工事では、二十九～三十一年度にわたって、総額四、一一〇万円で国道・地方道等道路改良工事を行い失業者を吸収した。緊急就労対策事業は、その後、失業対策的性格の強い公共事業として臨時就労対策事業や特別失業対策事業に引き継がれることとなった。

臨時就労対策事業 臨時就労対策事業は、道路事業・都市計画事業を対象として、全額揮発油税を財源に、また、当初計画において吸収失業者数を確定のうえ実施される失業対策的性格の濃い事業である。

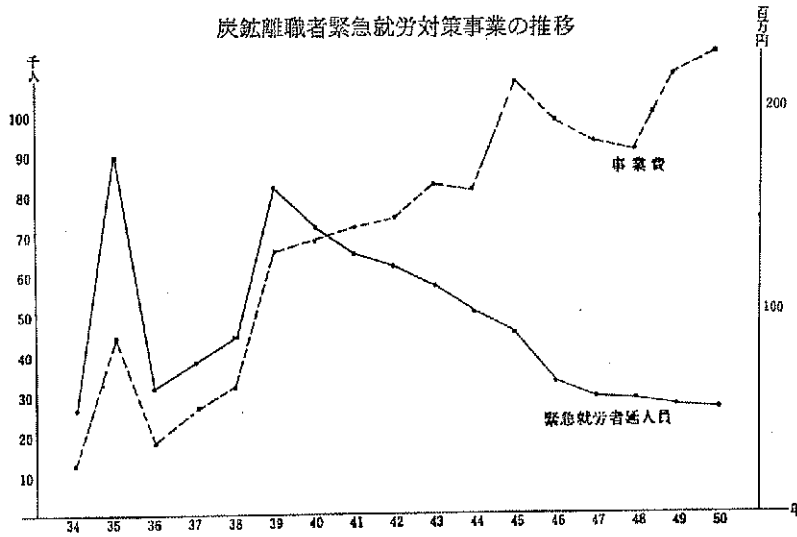
県営工事は、道路改良・道路舗装新設・舗装道補修を対象に、三十一年・三十二年にわたって事業費一億六、三〇〇万円で実施されたが、同事業はその後、実施の時期、事業内容が失業者の吸収に適さなくなっただため、三十七年度で廃止された。

なお、三十一年～三十七年度の県内失業者の延べ就労人員は、五二万三、七四四人である。

特別失業対策事業 二十九年九月、失業対策審議会は、当時の失業情勢にかんがみ、失業者の労働能力が比較的高い者を対象として、高率または全額国庫補助する建設事業で、事業効果をあげ得るものであり、かつ短期間のうちに終了する事業を内容とする特別失業対策事業の設定を提案した。

県内では、三十年度から道路・河川・港湾・災害復旧事業が失業対策事業実施地域内で、県営工事として実施された。同事業は、特に炭鉱失

炭鉱離職者緊急就労対策事業の推移



業者の吸収に効果を発揮した。しかし、雇用情勢の好転と失業紹介対象者の高齢化・女子化とともに規模を縮小し、四十四年度限りで廃止された。

特定地域開 四十六年十月中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法が施行され、このなかで、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難な地域は、特定地域として指定された。本県では、烏栖公共職業安定所管内の市町村を除く全市町村が指定をうけ、特定地域開発就労事業が新たに設けられ、四十六年度から伊万里市が土地整備事業（一日就労人員一五人）を実施している。

炭鉱離職者緊急就労対策事業

三十四年十二月、炭鉱離職者臨時措置法の制定に基づき、炭鉱離職者緊急就労対策事業が創設された。同事業は、産炭地公共団体の財政的疲弊を考慮して高率の国庫補助（五分の四）がなされる。この事業への就労者は炭鉱離職者が再就職するまでの間、一時的に吸収するという事業の性格

から、炭鉱離職者であり、広域職業紹介により他地域で就業する意思のある者とした。本県では、三十四年度は、県・伊万里市・多久市・厳木町・北波多村・相知町・大町町・北方町・玄海町が総事業費二、四八二万二、〇〇〇円で、河川・砂防・農林施設・道路・水道・土地・港湾施設の整備事業を行い、延べ二万六、二三〇人を吸収した。また、同事業の就労者は、三十九年十二月十八日以降は同法の適用を受けられなかったが、再就職が困難である状況から事業を継続する必要があったため、予算措置により事業が継続され今日に至っている。

産炭地域開 四十三年十二月、石炭鉱業審議会は、石炭対策について発就労事業 第四次答申を行い、企業ぐるみ閉山の特別措置の適用を受けて、翌四十四年四月、県内では杵島炭鉱・明治炭鉱（西杵・明治佐賀）の三鉱が企業ぐるみで閉山した。この第四次答申の際、全山閉山により産炭地域は人口・産業・生活環境等地域ぐるみの沈下現象を起し、この対策として大量の失業者の吸収と産炭地域の将来の発展向上を目的とした基盤整備事業・産炭地域の開発等を行う、いわば就労と開発を目的とする産炭地開発事業が創設された。

同事業は、四十四年度から実施され、道路・水道・土地・営造物・農林施設の整備が行われることとなった。本県では、県・久多市・江北町・大町町・北方町が実施主体となり、道路をはじめ産業基盤の整備を行い、毎年延べ五万人の失業者が吸収されている。同業の実施により特に産炭地の道路等は見違えるように改良されている。

日雇労働者雇 失業対策事業就労者は、年々滞留化・定着化の傾向が顕著となってきた。このため、三十七年度から失業対策事業就労者の一般常用への復帰を強力に推進するため、日雇労働者雇

策事業就労者の一般常用への復帰を強力に推進するため、日雇労働者雇

第14章 労働

用奨励制度が創設された。この制度は、雇用奨励金支給（国庫二分の一負担）と就職支度金貸付（国庫三分の一負担）からなる。雇用奨励金支給は、失業対策事業紹介適格者を常用労働者として引き続き一年以上雇用した事業主に対して、賃金の二分の一に相当する額（当初は最高六千円）を一年間支給する制度で、五十年間までの実績は、五八七人・三、六二四万四、〇〇〇円である。

日雇労働者の就職促進

年 度	雇用奨励制度		就職支度金	
	人 員	金 額	人 員	金 額
昭和37	14	87,409	47	940,000
38	41	1,252,900	130	2,600,000
39	85	2,911,500	229	6,870,000
40	68	2,295,000	140	4,550,000
41	57	1,159,500	96	3,840,000
42	20	1,241,500	104	4,930,000
43	19	970,500	200	10,000,000
44	51	4,026,500	167	13,700,000
45	32	2,182,000	561	163,050,000
46	129	12,483,800	295	87,750,000
47	65	7,103,900	14	700,000
48	1	84,000	15	750,000
49	2	126,000	15	750,000
50	3	319,000	29	1,450,000

就職支度金の貸付は、常用労働者として就職した失業対策事業紹介適格者に対して、二万円を限度として貸付し、一年以上引き続き雇用された場合は償還を免除することができるもので、同制度は、三十九年度以降自営開業の場合にも貸付対象となり、金額も三万円に、さらに四十二年度は、五万円に増額されるなど整備拡充された。同制度は、四十四年度に特別支度金として五万円を上積みし（期間、四十四年十一月～四十五年二月）また、四十五年度には地方単独事業（県・市町村折半）として二五万円の上積みを行い（期間、四十五年十二月～四十六年一月）、四十六年度は、国の制度として五万円が二五万円に、県単独でこれに、五万円上積みし（四十六年七月～九月）、失業対策事業紹介適格者の常用化や自営業を促進した。特に四十五年度は五六一人が同制度の適用を受けている。

(三) 炭鉱離職者対策

炭鉱失業者の発生 わが国の石炭鉱業は、第十三章商工業六、石炭対策で述べたように、二十七年秋の「炭労六五日スト」を契機に、石炭の供給不安・高炭価から石炭の需要減・重油へのエネルギー源の転換、すなわち固体エネルギーから流体エネルギーへの転換という「エネルギー革命」によって大きく影響されることになった。

二十八、九年にかけての石炭不況で、大手鉱を中心に企業の合理化、中小鉱の休閉山で大量の失業者が発生し、大きな社会問題となった。

本県では、炭界不況に加えて、二十八年夏の西日本大水害により多くの中小鉱が損害を被り、中小鉱の休閉山が相次いだ。二十九年だけでも炭鉱の企業整備六八件、人員整理四、九八八人に及んでいる。この時の炭鉱離職者対策は、一般の失業対策の一環であり、各地で失業対策事業、災害復旧事業、鉱害復旧事業など公共事業の実施により、失業者を吸収する応急対策が行われた。

二十九年十月、政府は炭鉱失業者緊急対策として、鉱害復旧事業の繰り上げ施行を閣議決定した。県関係では、特別鉱害復旧事業と臨時鉱害復旧事業の一七か所・四、六〇二万円が繰り上げ施行され、三十年一月から三月までの期間に延べ五万四、九九〇人が同事業に吸収されること

第14章 労働

たが、主要な改正は次のとおりである。

三十七年一月 雇用奨励金・雇用促進融資制度の創設、職業訓練を受ける者に対するの技能習得手当・別居手当の創設

三十八年三月 炭鉱離職者求職手帳・就職促進手当の創設、就職促進指導官の設置

四十一年十二月 炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和、移住資金の支給対象者の拡大

四十四年四月 炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和
 なお、同法は、施行の日から五年以内に廃止するものとされたが、急速な合理化の進展に伴い、廃止の期限が延長され、今日に至っている。

炭鉱離職者 炭鉱離職者臨時措置法制定以降におけるの発生状況 本県の炭鉱離職者の発生状況・動向は、炭鉱数が最高に達した三十二年六月には六三鉱を数えたが、合理化の急速な進展により、三十八年度には、一八鉱に激減した。このため、石炭鉱業に従事する者は、三十二年度二万二、五六六人から、三十八年度には八、八〇八人に急減した。特に、三十六年度から三十八年度にかけて、大手鉱では杵島炭鉱の合理化、久原炭鉱・立山炭鉱の閉山があり、中小鉱では、Aクラスの新屋敷炭鉱・小城炭鉱が閉山し、毎年度、四、〇〇〇人以上の新規求職者が出現した。四十年～四十一年度にかけては、合理化の一段落により炭鉱離職者の発生も小康状態を保って

石炭産業の推移

区分 年度	炭 鉱 数		出 炭 量 t	炭 鉱 労 働 者 数					解雇状況 人	雇入状況 人
	内 大手			実働者 労働者	職 員	臨時夫	請負夫	計		
28	58	9	2,373,104	21,513	2,937	1,450	1,496	27,396		
29	51	9	2,261,318	16,100	2,144	718	697	19,659	10,279	6,182
30	52	9	2,472,329	16,126	2,042	1,032	684	19,884	5,807	5,121
31	54	9	2,787,200	17,526	2,243	1,059	1,007	21,835	4,649	5,742
32	63	8	2,865,096	18,567	2,229	718	1,052	22,566	6,965	6,996
33	57	7	2,907,762	15,897	2,107	674	822	19,500	6,831	4,768
34	47	7	2,668,730	15,207	1,873	358	798	18,236	4,986	3,632
35	47	7	3,064,672	14,307	1,762	427	1,107	17,603	5,112	4,029
36	40	5	2,684,537	11,295	1,557	321	1,132	14,305	7,299	4,109
37	32	3	2,940,873	7,731	1,133	123	1,134	10,121	6,562	3,039
38	18	3	2,751,585	6,489	946	127	1,246	8,808	2,966	1,828
39	14	3	2,376,524	5,530	799	159	1,100	7,588	2,239	1,238
40	12	3	2,325,200	5,560	819	201	1,097	7,677	926	940
41	7	3	2,177,986	5,056	726	143	1,042	6,967	1,259	646
42	7	4	1,756,493	4,074	598	65	652	5,389	1,683	758
43	4	3	1,274,671	2,808	415	54	356	3,633	1,571	569
44	3		515,932	872	162	17	266	1,317	2,905	611
45	2		395,564	492		247		739	513	45
46	2		260,971	500		211		711	13	22
47	0		0	0		0		0	0	0

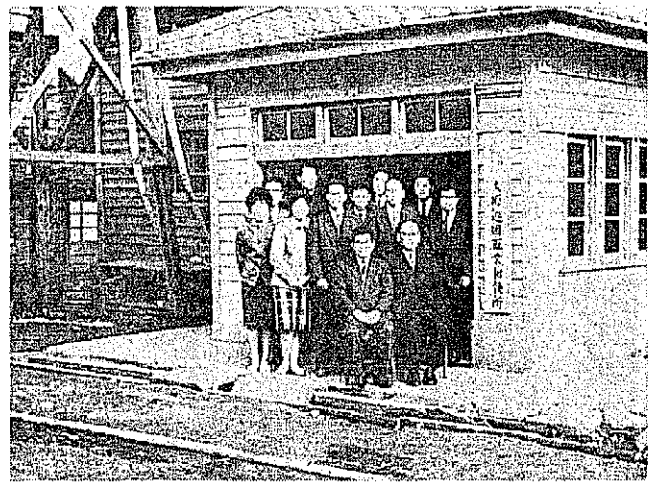
注：1. 炭鉱数及び炭鉱労働者数は年度末現在
 2. 42年度炭鉱数は杵島、新杵島が各1鉱として計上されている。
 3. 解雇、雇入には臨時、請負夫を含まない。
 資料：佐賀石炭事務所

いたが、その後は、四十二年古賀山炭鉱の閉山、四十四年杵島炭鉱・明治炭業（西杵、明治佐賀）の企業ぐるみのだれ閉山、四十五年立川炭鉱の公害閉山、四十七年新明治炭業（西杵、明治佐賀）の閉山による本県石炭炭業の終息等で大量の離職者が発生した。炭鉱離職者求職手帳の発給件数も、前述の大型鉱・中型鉱の合理化の動向と共にし、四十四年の大手三鉱閉山時には三、四二六件に達した。

行政組織 炭鉱離職者臨時措置法の制定以降、職業安定行政組織は著しく充実強化をみることとなった。三十五年二月十六日には、唐津市に炭鉱離職者の再就職援護機関である炭鉱離職者援護会支所（三十六年七月、雇用促進事業団唐津支所と改称）が設置された。三十五年十一月九日には、関係機関・各界代表からなる県炭鉱離職者対策協議会（会長、知事）が設置され、離職者対策の協議・連絡調整を行うこととなった。

三十八年三月には、佐賀公共職業安定所多久出張所が、多久公共職業安定所に昇格し、炭鉱離職者を主業務とする職安として特異な存在となった。三十八年三月には、炭鉱離職者求職手帳制度の新設に伴い、ケースワーク方式による職業紹介方式を推進するため、就職促進指導官が新設され、産炭地の各公共職業安定所を中心に配置された。雇用促進事業団においても山元援護協力員制度が設けられ、炭鉱離職者の再就職・援護を促進した。また、公共職業安定所から遠距離にある炭鉱の閉山に際しては山元に巡回、あるいは臨時の職業相談所を再三にわたって開設した。

職業紹介 通常、職業紹介は、適格紹介と、その居住地を変更しない就職先への紹介を原則とするが、石炭炭業の不況で産炭地域の経済が不振に陥り、また、石炭炭業自体が、構造的不況にあるため、炭鉱離職者



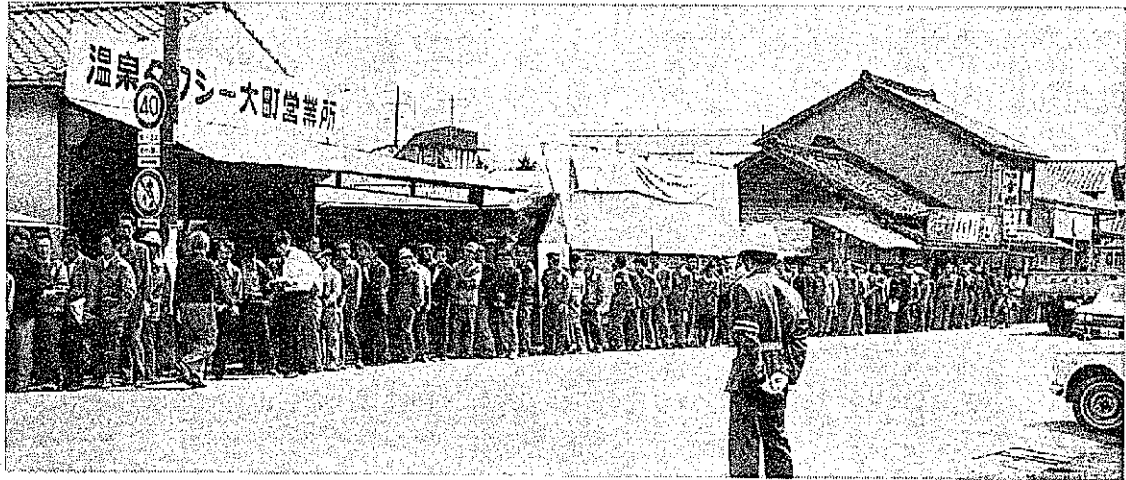
杵島炭鉱合理化の際設けられた大町巡回職業相談所
昭和36年9月開設（浦郷光人提供）

の職業紹介は、他産業への転換や、労働力需要地域への移住をはかる広域職業紹介制度がとられることとなった。

三十六年に入ると八月に、新屋敷炭鉱の閉山（閉山時の在籍数、一、一二人）があり、九月には杵島炭鉱で「杵島一三六日スト」の長期争議の結果、約一、八〇〇人におよぶ

合理化が実施された。このため、各山元に、殿木巡回職業相談所（期間、三十六年八月十九日～三十七年七月三十一日、職員八名）、大町巡回職業相談所（三十六年十二月一日～三十七年九月一日、職員八名）を設けて、職業相談業務を行った。そして期間中殿木巡回職業相談所は、九六三人の求職者に対して六六四人の就職、大町巡回職業相談所は、一、七四一人の求職者に対して、九二九人の就職をみるなど好成績を収めた。

三十七年十月、石炭炭業調査団は、「石炭対策大綱」を答申し、その中で、石炭炭業の安定策のほか、炭鉱離職者対策についても雇用対策の強化を要望した。これに基づいて、炭鉱離職者臨時措置法が改正された



杵島炭鉱の閉山の際（昭和44年4月）大町臨時職業相談所に殺到した求職者

が、特に画期的なものと
して、炭鉱離職者求職手
帳（通称、黒手帳）が新
設された。これによっ
て、炭鉱労働者は、離職
後三年間は同手帳を受給
し、就職促進指導官のケ
ースワーク方式による再
就職に必要な就職指導を
受け、また期間中は、失
業保険受給期間満了後も
就職促進手当が支給され
るため、生活の安定がは
かられるとともに、求職
活動が容易にできること
となった。

三十六年から三十九年
にかけて、合理化が積極
的に推進され、四年間の
求職件数は約一万九、〇
〇〇件に達した。このた
め、広域職業紹介に力を
入れ、需要具に対する求
入開拓を強化するととも

に、受入れ公共職業安定所による現地紹介相談を実施した。また、三十
八年九月から再就職の赴任率を高めるため、急行「西海号」に毎月二回
一両を増結し、集団赴任制度を採用した。

再就職の状況は、比較的若年労働者の離職者が多く、また、好景気も
反映して、三十六年～三十八年度にかけて毎年度約一万人の求職者の滞
留が、三十九年度にはほぼ半減した。産業別の就職状況は、製造業が多
く、次いで運輸通信業、建設業等の順であった。そのほか、石炭鉱業内
部においても、若年労働者や、技術者を中心に不足を来してきたため、
閉山炭鉱からビルド鉱への再就職や、同系炭鉱内での配置転換がはから
れた。

四十年に入ると、炭鉱閉山は小康状態を保ち、高倉鉱業岩屋炭鉱等が
閉山した程度であった。県は、同炭鉱の閉山対策として岩屋巡回職業相
談所（期間、四十年四月一日～八月三十一日、職員派遣九人）を設けた。

四十二年十月にはビルド鉱として生き残ると期待されていた三菱鉱業
古賀山炭鉱が突然閉山を発表し、翌年一月二十一日をもって従業員を解
雇することとなったが、三菱高島炭鉱や、三菱系企業等の大量求人殺
到したため、比較的早期かつ平穩に再就職がすすめられ、一年後の要対
策者は、一七九人であった。四十三年五月には、国見・楠久の両鉱が閉
山したが、伊万里湾左岸における合板工業・窯業等の企業誘致もあつ
て、職業紹介も比較的順調に行われた。

石炭危機の深まる中で、石炭鉱業審議会は、四十三年十二月、石炭対
策について第四次答申を行い、その中で企業ぐるみ閉山については、特
別交付金を交付することとした。この優遇措置により、本県関係では、
九州大手の杵島炭鉱、中央大手の明治鉱業（西杵、明治佐賀）の二社三

鉱が企業ぐるみで閉山することとなった。三
 鉱の閉山により、五、三四二人（四十四年二
 月十九日現在）もの大量の離職者が発生す
 と予想された。特に、杵島炭鉱では、前身の
 佐賀炭鉱（三坑）以来親子三代にわたる炭鉱勞
 働者がいるなど、長期勤続者が多く、また、
 数次にわたる合理化の実施の結果、炭鉱労働
 者の高齢化がすすみ、再就職や、移住もかな
 り困難な者が多数あった。このため、県で
 は、極力県内就職に重点をおき、また、離職
 期間が長くなると再就職が困難になることか
 ら早期就職に努めることとした。そして、大
 量の離職者の職業相談・失業保険手続きのた
 め、武雄・多久の両公共職業安定所に多数の
 応援職員（県内外の職業安定所職員、雇用促
 進事業団職員、山元援護協力員）を派遣し、
 また、杵島・西杵炭鉱を管轄する武雄公共職
 業安定所は大町町に、臨時職業相談所（期
 間、四十四年四月二十二日～十二月二十日職
 員の派遣二二人）を設置した。そのほか、県
 内就職促進のため、県独自の特別雇用奨励金
 制度を設けた。

炭鉱離職者 炭鉱離職者の移住は国内ばか
 の海外移住 りでなく、西独や南米など、

主要炭鉱における炭鉱離職者の去就

炭 鉱 名 (閉山又は合理化)	閉山又は 合理化 年月日	閉山時 在籍 数	求職 者数	就 職 者 数			内 石炭 業	職業訓 練受講 中	他県への 転出 自営 自職 求職 求職 求職	要対策 者	備 考 (調査: 年月日)
				県内	県外	不明					
日満炭業新屋敷炭業 所 (閉山)	36. 8. 2	1,121	963	316	131	185	不明	不明	560	87	} 37. 6月
杵 島 炭 鉱 (合理化)	36. 9. 1	1,778	1,741	674	235	439	〃	〃	671	396	
山口 炭 山 小 城 炭 山 (閉山)	37. 7 月	1,719	1,318	399	38	261	〃	〃	310	709	} 37.12月
麻 生 産 業 久 原 炭 山 (閉山)	37.11 月	164	114	33	9	24	〃	〃	14	67	
高 倉 炭 業 岩 屋 炭 山 (閉山)	40. 2.26	705	671	341	105	236	211	〃	70	249	40. 6月
三 菱 炭 業 古 賀 山 炭 山 (閉山)	43. 1.21	1,513	1,348	960	293	960	134	92	231	65	} 44. 2月
国 見 炭 山 (閉山)	43. 5. 7	456	437	274	84	243	107	34	48	31	
久 恒 炭 業 楠 久 炭 山 (閉山)	43. 5.30	470	446	360	89	271	103	10	40	36	
杵 島 炭 山 (閉山)	44. 4.19	1,800	1,650	759	112	561	86	48	51	792	} 44. 7月
明 治 炭 業 西 杵 炭 山 (閉山)	44. 4.24	1,040	1,179	808	33	432	343	25	73	273	
炭 山 明 治 佐 賀 (閉山)	44. 4.24	1,304	958	695	43	305	347	15	56	192	
大 日 炭 業 立 川 炭 山 (閉山)	45.10.30	687	676	372	54	318	115	105	47	152	} 48.12月
新 明 治 炭 業 西 杵 炭 山 (閉山)	47.11.29	437	415	246	133	76	県外 37	98	14	57	
炭 山 明 治 佐 賀 (閉山)	47.11.29	393	366	163	92	63	〃 8	112	35	56	

資料：職業安定課

国外への移住も行われた。西独派遣は、過去に西独の炭鉱技術を習得し、西欧民主主義国の労働事情を体験させるとともに、西独炭鉱労働力不足に寄与し、併せて日独親善を目的に、炭鉱労働者の西独派遣として行われた実績があった。エネルギー革命により日本国内には炭鉱労働者の余裕が生じ、一方西独では不足が生じたため、三十七年一月両国間に合意が成立し、同年三月、七〇人が三年間の期間で派遣され、本県関係では、七人が渡独した。南米移住は、農業移住として行われ、移住者は、福岡県宗像町の農業訓練所(三十六年設立、三十八年度廃止)に入所し、約三か月間の短期農業訓練を受けて南米に移住することとなった。本県関係では三十五年から三十七年にかけて三三人が移住した。

援護業務 炭鉱離職者の再就職の促進のため、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、三十五年一月、炭鉱離職者援護会が設置され、政府の職業安定対策に呼応して、それらの施策を補完し、その実効を期するため各種の援護業務を行うこととなった。主要な業務は、移住資金の支給、職業訓練手当の支給、職業訓練受講者の宿泊施設の設置、労働者用宿舍の貸与、その他職業講習の実施等であった。

三十六年七月には、雇用促進事業団が設立され、これらの援護業務のほか、福祉施設の設置、技能労働者の養成等を一元的に行うことになり、炭鉱離職者援護会は同事業団に吸収された。本県では、三十五年二月十六日、炭鉱離職者援護会唐津支所が唐津市材木町に開所して業務を開始し、雇用促進事業団の発足に伴い同事業団唐津支所と改称した。唐津支所は、四十四年の杵島・明治佐賀・西杵の大型鉱の企業ぐるみ閉山、四十五年の立川閉山により、残存鉱は新明治鉱業のみとなり、対象者が減少したため、四十七年五月末限りで閉鎖され、業務は雇用促進事業団九

炭鉱離職者就職促進手当の支給状況

項目 年度	初回受給者数	受給者実人員	給付件数	給付総額 (円)
	(人)	(人)		
38	1,148	6,546	13,132	74,586,003
39	338	7,728	15,330	86,310,900
40	156	3,289	6,615	36,188,194
41	128	1,982	4,183	27,558,192
42	105	2,015	4,122	30,507,866
43	252	1,920	3,892	30,116,391
44	718	3,768	10,401	64,746,180
45	210	5,340	18,572	115,093,634
46	141	—	—	125,263,822
47	16	—	—	38,637,672
48	188	—	1,839	57,376,014
49	8	—	2,133	91,736,916
50	24	—	1,519	86,392,816

注：昭和46年度から様式改正により給付総額のみ
資料：職業安定課

州支部(福岡市)が引き継ぐこととなった。

移住資金は、炭鉱離職者の他地域への移住を促進するため、離職者が扶養親族全員と移住し、移住後再び指定地域に転住することがないと認められる場合に、家族構成と移住距離に応じて支給される。三十八年度には、海外加算金について、農業移住および技能移住を新設、四十一年十二月には、ビルド鉱の労働力確保のため、第二種移住資金を設けて、ビルド鉱に再就職する者に対しても支給することとなった。

また、炭鉱離職者の再就職のあい路となっている住宅問題については、労働者住宅確保奨励金が支給され、そのほか、移動住宅・簡易住宅・雇用促進住宅が設置された。県内では企業誘致により労働力需要の著しい県東部地域への炭鉱離職者の再就職をはかるため、鳥栖市宿町に四十二年八月、雇用促進住宅が三棟(一二〇戸)建設された。

再就職後の 四十五年七月、県は、炭鉱離職者再就職後の状況把握の定着状況 ため、四十三年一月以降、閉山した炭鉱離職者を対象

に、就職先事業所、就職者に対して定着状況のアンケート調査を実施したが、その結果によれば、定着状況は、楠久炭鉱の七九・七%を除き、いずれも八〇%以上の好成績であり、炭鉱離職者の勤務態度は積極性にやや劣るが、勤勉さや、責任感が強いなど好感をもたれている。また、炭鉱離職者雇用の事業所や仕事についての感想は、「満足である」・「特に不満はない」が大部分を占め、一応再就職は成功したものとみられている。次に、「今の仕事に就職してよかったと思いますか」の項目では、「よかった」四二・八%と、「炭鉱の方がよかった」三六・四%と接近しているが、これは再就職が「仕事の危険が少なくなった」・「子供の教育上よかった」など良い結果をもたらした反面、収入面や通勤事情では炭鉱が良かったことを示している。

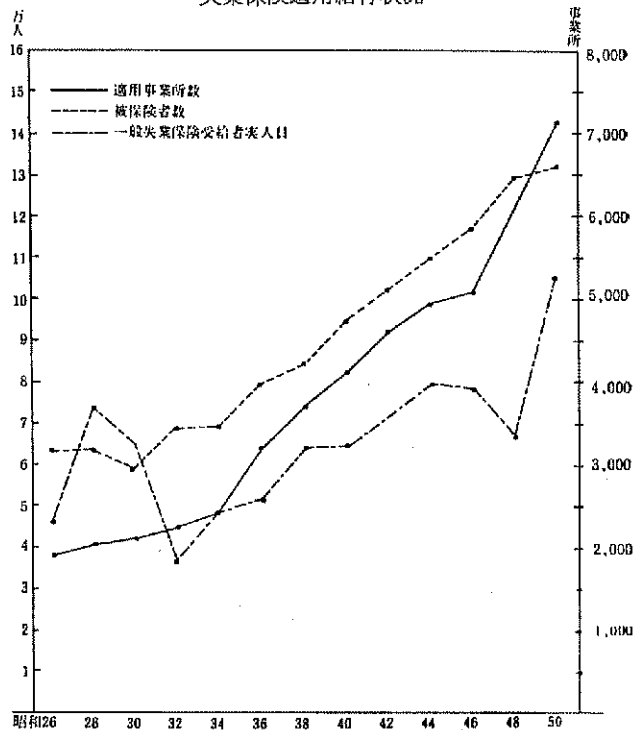
四 失業保険

第一次世界大戦後、失業の発生原因が単に個人や個別企業の責任だけでなく、個人の力を超越した社会経済的要因に基づくことが認識され、失業者の生活保障制度が検討されるようになった。

わが国では大正九年の恐慌を契機に失業保険制度についての関心が高まり、第四十五・四十六帝国議会に失業保険法案が提出されたが、時期至らず、審議未了に終わっている。

第二次世界大戦後、インフレと社会不安の中にあつて、軍需工場から排出された失業者、復員軍人、海外からの引揚者など多数の失業者の発生が予想され、失業者に対して、失業保険金（失業保険法発足までは手当金）を支給してその生活の安定をはかるため、失業保険法案および失業手当法案が作成され、二十二年十一月、国会で可決された。

失業保険適用給付状況



法の施行にあたって、同年十月、県職業安定課内に失業保険係が新設された。従来、保険料徴収事務は公共職業安定所で行っていたが、占領軍の「サービスマン機関である職安が公権力による徴収事務を行うことは不適當である」との指摘により、本課が行うことになり、二十三年十一月一日には職業安定課から失業保険徴収事務を独立させ、失業保険徴収課とし、二十八年十二月一日には職業安定課所管の失業の認定給付事務を吸収して失業保険課と改称した。

適用事業所 適用事業所（五十年四月まで五人以上雇用の事業所に適数等の推移）は失業保険発足当初の二十三年六月末現在、一、〇

五五で、被保険者数は五万五、七八一人であった。適用範囲の拡大や緊縮財政と石炭産業の不況、神武景気による経済界の好況、オイル・ショック等で増減し、五十年期末現在事業所数は七、一二九となり、被保険者数は、一三万一、五三七人となった。

保険金の給付は、景気の変動・産業構造の変化を顕著に反映している。戦後、増加した受給者は二十五年六月の朝鮮動乱の勃発による特需景気によって若干の減少をみたが、その後の経済界の好・不況に左右され、五十年度の受給者実人員は一〇万五、七五九人であった。

一方、二十四年から日雇失業保険が創設され、これは三十五年度は五万一、一五〇人に増加したが、三十八年の職業安定法および緊急失業対策法の改正等により、同年を境に減少した。なお、遠隔地への就職者の移転費の給付が四十二年度・四十四年度と極端に多かったが、これは大型炭鉱の閉山対策として広域職業紹介を行った結果、県外就職の件数が増加したためである。

保険料の徴収は、石炭鉱業の不振により、三十二年度から四十一年度までの期間は九一〜九三%の低率であったが、最近では九七〜九八%の徴収率となった。そのほか、失業保険に関する事務は他の社会保険事務に比較して複雑であり、小規模の事業主にとってかなりの負担であったので、三十三年から失業保険事務組合制度が創設され、五十年度末では、一二七組合に成長した。

雇用保険 雇用保険制度の背景をなすわが国の雇用失業情勢と経済社会法の創設 会の大きな変化により、これからの新しい雇用問題に対して機能を強化するとともに、雇用の改善、勤労者の能力開発、福祉の増進をはかる新施策をとり入れた雇用保険法が、従来の失業保険法に代わ

って制定され、五十年四月から施行されている。

六 職業訓練

(一) 職業訓練

戦前の職業補導 職業補導は、大正十二年一月東京市が失業者の職業再教育を目的に、建築・土木・家具・印刷等の職種について短期の補導を行ったことに始まる。戦争の進行とともに、軍需産業部門が拡充し、技能工の不足が深刻化してきたため、機械工を中心とする技能工の養成が逐次強化されていった。

本県でも、技能工の養成や転廃業者の勤労訓練および傷痍軍人の職業再訓練を行ってきたが、これらの施設は終戦とともに閉鎖された。

職業補導 終戦後、復所の設置 員者・戦災者・引揚者等膨大な失業者の発生に対処して、県は、二十一年から職業補



職業訓練 製図

導事業を復活し、佐賀市に佐賀建築工・佐賀木工、唐津市に唐津木船工・唐津木工、杵島郡武雄町に武雄建築工、西松浦郡有田町に佐賀陶芸工の六補導所を設置し、二十三年六月には佐賀市に佐賀タイピスト補導所を設置した。これらの補導所の訓練科目は当時の経済復興を反映して、建築・木工が多く、木船工は食糧不足を背景とする漁村景気による木造船ブームを反映したものであった。

二十二年十二月、職業安定法が施行され、職業補導は職業安定法に基づく職業安定行政の一環として行われることとなり、県内の職業補導所は、二十三年九月一日付で公共職業補導所に名称変更した。

二十五年四月には経済九原則下の失業者発生対策として、行政整理等知識層の救済を目的に、県事務職業補導所を設け、経理・謄写・筆耕を指導した。県事務職業補導所は、二十六年七月佐賀女子事務公共職業補導所と合併して佐賀事務公共職業補導所となり、さらに、三十三年八月には多布施職業訓練所と改称した。そのほか、有田陶芸工公共職業補導所は、陶芸工養成として異色な存在であったが、県財政再建にともなう機構の整備により、三十一年三月末日限りで廃止された。

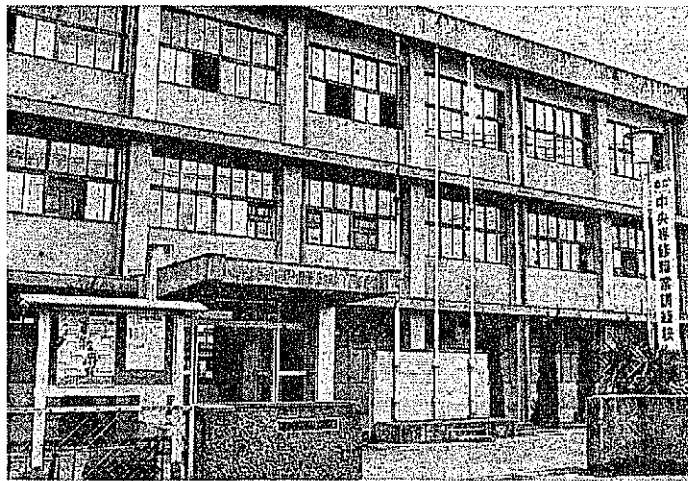
職業訓練法の制定 三十三年七月職業訓練法が施行され、従来の技能者養成と職業補導制度は、総合的な職業訓練制度として発足することとなった。新しい職業訓練の体系は、公共の職業訓練施設において学卒者・転職者等の求職者、または雇用労働者に対して行う公共職業訓練と、事業主がその雇用労働者に対して行う事業内職業訓練とに大別された。同法の施行に伴い、県立の公共職業補導所は、三十三年八月職業訓練所に名称変更した。

従来、本県の職業訓練は主として新規学卒者を対象とし、基礎的な技

能の職業訓練の色彩が濃く、科目も建築・木工等のどちらかといえば工芸的なものに重点をおいていた。昭和三十年代の急速な技術革新の進展に伴い、従来の科目についての魅力がうすくなり、入所希望者が減少し、産業界や入所者から技術革新にふさわしい機械系職種の新増設が要望されていた。また、三十三年頃からの石炭鉱業の合理化の急速な進展に伴い、大量の炭鉱離職者が発生し、転職対策として、炭鉱離職者の職業訓練が緊急問題として要望された。さらには雇用情勢の好転により若年労働者の不足が深刻化し、中高年齢者の能力再開発が緊要となり、三十八年の失業対策制度の改正による日雇労働者の転職訓練、四十五年からは米の減反政策に伴う農業者の転職対策も登場してきた。このため、訓練科目は従来の工芸中心から技術革新に対応した機械系の技能訓練に重点が移り、訓練対象についても従来の新規学卒に炭鉱離職者・中高年齢者・日雇労働者・農業者等の職業転換訓練が加わった。

三十五年十月には炭鉱離職者の職業訓練施設として県立多久職業訓練所を設置し、新屋敷・杵島・新明治等大型鉱の合理化や閉山の都度、夜間部・分所・定員増等、きめ細かい対策を講じた。唐津職業訓練所は入所者が減少したため、三十六年四月から休止し、三十八年一月から日雇労働者転職訓練所として再開した。中高年齢者の転職訓練は三十八年度から始められ、これは、失業保険制度における技能習得手当の創設もあって入所者も多く効果を上げた。四十五年から米の減反政策が実施され、農業者の転職対策として同年度から農業者転職訓練を実施した。

総合職業訓練所は、雇用促進事業団が設置するものであるが、県は設置が発表されるや誘致運動を行い、三十七年四月佐賀総合職業訓練所が佐賀市に、また、三十八年九月には炭鉱離職者の職業訓練施設として伊



県立中央専修職業訓練校（佐賀市）

一 職業人 処しうる 適切に對 変化等に 働の質的 革新によ 足や技術 著しい不 労働者の 是、技能 施行され 訓練法が 年新職業 免許を付与することとなった。

万里総合職業訓練所が伊万里市に設置された。公共職業訓練施設内の訓練のほか、三十八年度から自動車運転の訓練を民間自動車学校に委託して始めた。また、職業訓練施設において職業訓練を行う指導員は、職業安定法時代には技能者養成指導員として免許を受けていたが、三十三年の職業訓練法の制定に伴い、職業訓練指導員と呼称を変更し、都道府県知事が試験を実施し、免許を付与することとなった。

公共職業訓練施設の修了者数

年度	主体 訓練校	県立				雇用促進事業団立			合計
		中央専修 職業訓練校	唐津専修 職業訓練校	多久専修 職業訓練校	多布施 職業訓練所	佐賀 高等 職業 訓練 校	伊万里 総合 職業 訓練 校	合 業 校	
昭和33		51	49	—	66	—	—	—	166
34		54	25	—	62	—	—	—	141
35		21	18	58	60	—	—	—	157
36		7	0	172	—	—	—	—	179
37		21	0	119	—	86	—	—	226
38		59	115	67	—	129	14	—	384
39		34	67	153	—	165	161	—	580
40		53	61	79	—	79	50	—	322
41		51	69	34	—	73	23	—	250
42		67	49	80	—	106	79	—	381
43		96	89	90	—	113	94	—	482
44		94	70	111	—	113	101	—	489
45		157	75	127	—	127	67	—	553
46		76	79	99	—	104	70	—	428
47		86	83	70	—	101	60	—	400
48		124	51	109	—	110	69	—	463
49		89	49	111	—	69	67	—	385
50		88	48	91	—	68	79	—	374

資料：職業安定課

として有為な労働者」を育成するためのものであり、これに対処して従来から職業訓練行政を所管していた經濟部職業安定課の職業訓練係を四十六年九月職業訓練課として独立させた。

四十六年十一月には、県の職業訓練および技能検定についての基本方向を明らかにするため、第一次職業訓練計画が策定され、

- 一 新規学卒就職者に対する養成訓練の推進
- 二 在職労働者に対する成人訓練の推進

等生涯職業訓練体制の推進がはかられている。

△中央専修職業訓練校▽

中央専修職業訓練校は、二十一年三月十一日佐賀市上多布施町横尾板金工場内に設置された佐賀建築補導所に始まる。同所は二十三年七月同市赤松町に新築移転し、同年八月一日には佐賀木工補導所（二十一年八月一日設置）を吸収合併、二十三年九月一日には職業安定法の施行に伴い佐賀建築木工公共職業補導所と名称変更した。三十三年八月十一日には職業訓練法の施行により赤松職業訓練所と名称変更し、四十一年十月には現在地（市内上多布施町）に移転、さらに、四十二年五月十日には中央職業訓練所と改称した。四十四年七月には杵島炭鉱の閉山対策として大町分所（訓練科目、建築大工）を設け、同年十月には新職業訓練法の施行により中央専修職業訓練校と名称変更するとともに四十五年度には工費三、五三〇万円で管理棟を新築した。五十年年度の訓練科目は建築・木工・配管・溶接の四科目である。

△唐津専修職業訓練校▽

唐津専修職業訓練校は、二十一年十二月一日唐津木工補導所として唐津市西唐津に設置された。二十三年九月には唐津木工公共職業補導所と

名称変更し、二十五年七月には交通の利便の良い同市千代田町に移転し、三十三年八月には唐津職業訓練所と名称変更をしたが、入所者の減少により、三十六年度から募集が停止された。しかし三十八年に失業対策制度が改正されたことに対処して、三十七年度に工費、一、七三一万円で同市山本に移転新築し、日雇職訓練所として、三十八年一月から再開し、さらに四月には多久職業訓練所大町分所を移設した。四十四年十月三十日には唐津専修職業訓練校と名称変更するとともに、四十九年度には工費、一、五〇〇万円で自動車整備科実習場を拡充整備した。五十年年度の訓練科目は溶接・自動車整備である。

△多久専修職業訓練校▽

多久専修職業訓練校は、石炭鉱業合理化に伴う炭鉱離職者の転職対策として、三十五年十月多久市東多久町別府に設置された多久職業訓練所に始まる。三十七年四月には杵島炭鉱内に大町分所（二十八、三月廃止）を設けた。四十四年十月三十日には多久専修職業訓練校と名称変更するとともに、五十年年度には電気工学科の高等訓練課程への移行準備のため、工費一、六五五万円で施設設備を拡充整備した。五十年年度の訓練科目は電気工事・板金・左官である。

△多布施職業訓練所▽

多布施職業訓練所は、二十三年六月タイピスト養成を目的に佐賀タイピスト補導所として佐賀市上多布施町に設置され、同年九月佐賀タイピスト公共職業補導所と名称変更した。二十三年末の経済九原則の実施により、企業整備・行政整理が相次いだため、事務系統の職業訓練を充実するため、二十五年四月女子部については佐賀タイピスト公共職業補導所を佐賀女子事務公共職業補導所とし、男子部については県事務職業補

導所を設置した。二十六年七月には両者を統合して佐賀事務公共職業補導所とした。

二十七年四月には従来の経理事務のほか理美容科を新設したが、三十年二月県理美容協同組合経営の佐賀高等理美容学校の設立認可に伴い募集を停止し、三十三年八月には多布施職業訓練所と名称変更した。同職業訓練所は県内唯一の事務職業訓練施設として修了生も一、〇七八人の多数に達したが、技術革新時代の要請により機械系統職種 of 技能訓練のウエイトが高まり、三十七年四月一日をもって廃止された。

△佐賀総合高等職業訓練校▽

三十五年二月佐賀市兵庫町若宮に雇用促進事業団立総合職業訓練所の設置が決定し、三十七年四月から開所した。四十四年十月には佐賀総合高等職業訓練校に名称変更し、五十年年度の訓練科目は機械・板金・電気機器・自動車整備・塗装の五科目である。

なお、設置にあたっては佐賀市が敷地を無償提供し、県は三十七年度に寄宿舍を県費で建設して運営の円滑化をはかった。

△伊万里総合高等職業訓練校▽

伊万里総合職業訓練所は、伊万里市および長崎県北松浦郡周辺の炭鉱離職者の職業訓練施設として、雇用促進事業団が三十八年九月伊万里市東山代町里に設置した。四十四年十月には伊万里総合高等職業訓練校と名称変更し、五十年年度は自動車整備・配管・塗装・機械の四科目の訓練を実施した。

事業内職業訓練 従前は、二十二年に制定された労働基準法により、技能者養成制度および中小企業が行う共同養成に対する援助制度がなされていた。三十三年の職業訓練法制定により、事業主が雇用労働者に対

事業内職業訓練校の訓練生の養成状況

年 度	設 置 数	訓練生数	年 度	設 置 数	訓練生数
33	7	426	42	6	400
34	7	396	43	6	652
35	8	405	44	8	796
36	6	265	45	7	770
37	7	233	46	9	827
38	5	150	47	10	848
39	7	205	48	10	777
40	6	244	49	9	681
41	7	326	50	7	554

し、経営活動の一環として生産活動に必要な技能の向上をはかることを目的とする事業内職業訓練に改められた。

この制度は事業主の申請に基づいて都道府県知事が職業訓練を認定し、教材や指導員の派遣を援助するとともに、中小企業等が共同設置する施設に財政援助が行われることとなった。県内では戸上電機が二十五年六月単独で設置したほかは、建築大工・洋服工・機械工等の職種について中小企業者が共同で設置した。

三十五年は八施設が職業訓練を行っていたが、県内中小企業の若年労働者の確保が容易でないことや財政基盤が弱いことなどから休廃止が出した。四十二、三年頃になると若年労働者の充足と技能向上を目的に、積極的に職業訓練を行う気運が盛り上がり、四十四年十月から施行された新職業訓練法によって認定職業訓練が普及促進され、各種の援助が強化された。

四十九年現在の県内の認定職業訓練施設は、名村造船伊万里高等職業訓練校の新設によって九校となったが、一方、鳥栖および杵島東部の二校が長期的展望のうえから四十九年度限りで廃止され、佐賀市鍋島町に移転新築した佐賀高等職業訓練校に統合された。五十年現在七の施設が

職業訓練を行っている。

(一) 技能検定

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定・公証する国家検定制度であり、労働者の技能の向上、社会的地位の向上、ひいてはわが国産業における技能水準の向上をはかるため、三十三年の職業訓練法制定の際に創設された。技能検定は一級および二級技能に区分され、一、二級とも労働大臣の委任をうけて都道府県知事が行うこととなっている。

三十四年度から技能検定試験が実施されたが、本県での初期の職種は板金・建築大工が中心であった。最近では、産業構造の高度化を反映して、機械金属関係職種が増えている。そのほか、三十九年度から技能検定の実技試験にかわるものとして、技能競技大会が実施され、技能五輪全国大会では、関係者は毎年優秀な成績を収めている。

また、四十四年に職業訓練法の大改正が行われ、技能検定についても全国的に職種の拡大をはかるため、その実施機関として各都道府県に技能検定協会が設立されることになった。本県でも、四十四年十月二十八日県技能検定協会が設立され、以後今日まで、技能検定試験を実施してきている。五十年度の技能検定申請者は一、二二一人（一級四〇六六、二級七一五人）、合格者は、四四六六（一級一八一人、二級二六五五）である。

(二) 内職相談

四十三年二月、県が実施した「内職関係実態調査」によれば、抽出調

査対象二、〇〇〇世帯のうち、六〇四世帯（三〇・二％）が内職を希望し、すでに内職を実施している世帯が二一六（一〇・二％）を示していた。

この対策として、県は、四十三年四月一日佐賀市に県内職公共職業補導所を設置し、求人開拓・技術指導・内職グループの健全育成をはかることとなった。

そのほか、内職就業に関する相談・苦情処理・斡旋等円滑な運営と広域化をはかるため、七市に各一人の相談員を配置した（四十四年の杵島炭鉱閉山に際しては、臨時に相談員を大町町に配置）。

内職のあっせんに際しては、グループ結成を条件に求職を受け、就業前に説明会や講習会を開き巡回指導を行う等健全な育成をはかる一方、内職提供事業所の開拓を行っている。

なお、内職公共職業補導所の名称は、時代感覚にそぐわない感もあったので、四十八年八月一日、内職相談センターと改称した。



内職の指導 昭和44年5月